

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市立保育所条例施行規則の一部改正 (保育課) 4
- 亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部改正 (環境クリーン推進課) 4
- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (自治防災課) 5
- 亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部改正 (自治防災課) 5
- 亀岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正 (土木管理課) 10
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正 (企画調整課) 11

### —— 告 示 ——

- 指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課) 12
- 収納事務の委託 (ふるさと創生課) 12
- 物品売払代金の徴収事務の委託 (文化国際課) 13
- 指定緊急避難場所の指定 (自治防災課) 14
- 指定避難所の指定 (自治防災課) 17
- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 19
- 指定代理納付者の指定 (税務課) 19
- 収納事務の委託 (税務課) 20
- 徴収事務の委託 (環境政策課) 21

- 令和2年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (環境クリーン推進課) 21
- 粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託 (環境クリーン推進課) 29
- 使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託 (市民課) 32
- 指定特定相談支援事業者の指定 (障がい福祉課) 33
- 物品売払代金の徴収事務の委託 (農林振興課) 34
- 市道路線の変更に関する告示 (土木管理課) 35
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 35
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 36
- 亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱 (ふるさと創生課) 37
- 亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 41
- 亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 42
- 亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査実施要綱 (障がい福祉課) 42
- 亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱の一部改正 (障がい福祉課) 45

○亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱の一部改正 (障がい福祉課)	45	○亀岡市移住支援金交付要綱の一部改正 (ふるさと創生課)	71
○亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正 (障がい福祉課)	51	○自転車放置禁止区域の変更指定 (土木管理課)	72
○亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱及び亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する告示 (障がい福祉課)	54	○徴収事務の委託 (図書館)	73
○亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課)	57	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	73
○亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱 (高齢福祉課)	58	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	73
○亀岡市家族介護者慰労金支給要綱の一部改正 (高齢福祉課)	64	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	74
○亀岡市在宅高齢者介護激励金支給要綱の一部改正 (高齢福祉課)	64	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	74
○亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱の廃止 (高齢福祉課)	65	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	75
○亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課)	65	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	75
○亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改正 (子育て支援課)	66	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	76
○亀岡市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の廃止 (子育て支援課)	68	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	76
○亀岡市立保育所副食費の徴収に関する要綱の一部改正 (保育課)	68	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	76
○亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱の一部改正 (保育課)	68	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	77
○亀岡市プレミアム付商品券事業実施要綱の廃止 (商工観光課)	70	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	77
○亀岡市奨学金支給要綱の廃止 (学校教育課)	70	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	77
○ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱の一部改正 (歴史文化財課)	70	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	78

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	78	○亀岡市議会臨時会の招集 (総務課)	85
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	79	○亀岡市特別定額給付金支給事業実施要 綱 (企画調整課)	85
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	79	<b>訓 令</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	79	○亀岡市職員管理監督者昇任試験実施規 程の一部改正 (人事課)	90
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	80	○亀岡市職員の人事評価実施規程 (人事課)	90
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	80	<b>公 告</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	80	○公募型プロポーザル方式による優先交 渉権者の選定 (環境クリーン推進課)	93
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	81	○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (地域福祉課)	94
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	81	○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 (市民課)	98
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	81	○亀岡市高野林・小林土地区画整理事業 の事業計画変更の認可 (都市計画課)	100
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	82	○施行地区及び設計の概要を表示する図 書の縦覧 (都市計画課)	100
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	82	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	100
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	82	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	101
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	83	<b>任免及び辞令</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	83	<b>監査委員欄</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	83	<b>規 程</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	84	○亀岡市監査規程の一部改正	103
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	84	<b>公 表</b>	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	84	○令和2年度随時監査	105

**教育委員会欄**

—— **教育長訓令** ——

○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 106

—— **任免及び辞令** ——

**公平委員会欄**

—— **規 則** ——

○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 109

**農業委員会欄**

—— **公 告** ——

○令和2年4月定例総会の開催 111

**上下水道部欄**

—— **規 程** ——

○亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程の一部改正 111

—— **告 示** ——

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 113

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 113

○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 113

○料金収納事務の委託 114

—— **公 告** ——

○令和2年度賦課対象区域 115

**市立病院欄**

—— **告 示** ——

○指定代理納付者の指定 115

規 則

亀岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市立保育所条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第3項及び第6項並びに第6条第2項中「所長補佐」を「副所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市循環型社会推進条例施行規則（平成13年亀岡市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項の表若宮工場の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中

「165,150円」を「166,950円」に、「70,790円」を「72,990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82,580円」を「83,480円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市災害対策本部条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「本部長」の次に「、本部長補佐」を加え、同条第2項中「市長を」の次に「、本部長補佐には危機管理監を」を加え、「危機管理監及び」を削る。

第8条第1項中「本部長」の次に「、本部長補佐」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

部	班	事務分掌
管理部	調整班	1 災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 2 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 3 命令及び決定事項の伝達に関すること。 4 各部各班との連絡及び総合調整に関すること。 5 自衛隊その他関係機関に対する連絡及び要請に関すること。 6 対策本部会議に関すること。 7 気象、災害、被害状況その他情報の収集及び連絡に関すること。 8 広報及び災害記録に関すること。 9 渉外に関すること。 10 避難所の設置運営に関すること。
	消防班	1 消防団及び水防団に関すること。 2 消防団及び水防団資機材の点検、整備及び確保に関すること。 3 京都中部広域消防組合との連絡調整に関すること。
	動員班	1 対策本部要員の動員に関すること。 2 対策本部要員の給与及び健康管理に関すること。 3 対策本部要員の給食及び給水に関すること。 4 他の地方公共団体等からの応援及び受援の連絡調整に関すること。 5 他の地方公共団体等からの職員の派遣要請に関すること。 6 受援本部の設置及び運用に関すること。
	調達班	1 応急資材及び救護物資の調達及び搬送に関すること。 2 市有財産の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 調達について関係各部各班との連絡調整に関すること。 4 受援本部の設置及び運用に関すること。 5 公用自動車の配車及び運行に関すること。 6 災害関係出納に関すること。
調査部	調査企画班	1 被害状況の取りまとめ並びに被害状況資料の収集及び作成に関すること。 2 各部調査関係班との連絡調整に関すること。 3 被災証明書及び被災届出受理証の発行に関すること。 4 被災者生活再建支援に関すること。 5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
	調査班	1 現地被害認定調査（人畜及び家屋）に関すること。
	財政班	1 災害経費の取りまとめ及び予算編成に関すること。

救助部	救助第1班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法（昭和22年法律第108号）の運用に関する事。</li> <li>2 救助に必要な情報収集及び救助実施状況調査に関する事。</li> <li>3 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関する事。</li> <li>4 救助物資等調達の連絡に関する事。</li> <li>5 慰問品及び義援金の受入れに関する事。</li> <li>6 日本赤十字社京都府支部との連絡調整に関する事。</li> <li>7 災害ボランティアに関する事。</li> <li>8 その他、他部の所管に属さない救助に関する事。</li> <li>9 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	救助第2班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉関係施設の被害状況調査及び応急処置に関する事。</li> </ol>
	救助第3班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の要配慮者支援に関する事。</li> <li>2 福祉避難所及び福祉避難コーナーの設置及び運営に関する事。</li> </ol>
	避難支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する救援物資配分に関する事。</li> <li>2 受援本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>3 避難所の設置及び運営の支援に関する事。</li> </ol>
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害医療情報の収集及び把握に関する事。</li> <li>2 応急救護所の開設及び救護班の編成並びに出動に関する事。</li> <li>3 患者の収容及び救護に関する事。</li> <li>4 医療関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 医薬品及び医療用資材の確保及び供給要請に関する事。</li> <li>6 後方医療体制の要請に関する事。</li> <li>7 避難所における避難者の健康維持に関する事。</li> <li>8 感染症予防に関する事。</li> <li>9 汚物の処理に関する事。</li> </ol>
環境部	清掃班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及びその指導監督に関する事。</li> <li>2 関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>
経済部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業関係被害状況調査に関する事。</li> <li>2 農作物及び農機具等の応急処置指導及び薬品の確保に関する事。</li> <li>3 家畜の退避及び防疫指導並びに飼料及び医薬品の確保に関する事。</li> <li>4 林道森林の被害状況調査に関する事。</li> <li>5 林道の復旧指導に関する事。</li> <li>6 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	農地班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地、農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関する事。</li> <li>2 農業施設の整備点検及び管理指導に関する事。</li> </ol>

	商工班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工関係被害状況の調査に関する事。</li> <li>2 商工業者に対する応急措置に関する事。</li> <li>3 被災者の応急復旧資材の確保及び生活必需物資の供給対策に関する事。</li> <li>4 商工関係機関に対する連絡及び要請に関する事。</li> </ol>
土木部	都市計画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宅地造成地等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 被災宅地応急危険度判定の実施に関する事。</li> <li>3 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	都市整備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> </ol>
	まちづくり交通班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共交通機関等の被害状況調査及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 交通情報の収集に関する事。</li> <li>3 交通関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	桂川・道路整備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、府等が管理する道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関する事。</li> <li>2 急傾斜地の被害状況調査に関する事。</li> <li>3 道路規制等道路の交通情報の収集に関する事。</li> </ol>
	土木管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川等の整備点検に関する事。</li> <li>2 道路、橋梁、河川等の被害状況調査及び道路及び橋梁の通行可否の調査に関する事。</li> <li>3 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関する事。</li> <li>4 建設関係業者との連絡に関する事。</li> </ol>
	建築住宅班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有建造物（建設中のものを含む。）の被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 市営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>3 被災住宅の応急修理対策及び指導に関する事。</li> <li>4 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。</li> <li>5 応急仮設住宅の確保に関する事。</li> </ol>
上下水道部	水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の供給に関する事。</li> <li>2 飲料水の消毒に関する事。</li> <li>3 水道施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>4 水道施設の整備点検に関する事。</li> <li>5 水道施設の応急復旧に関する事。</li> <li>6 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>2 下水道施設の整備点検に関する事。</li> <li>3 下水道施設の応急復旧に関する事。</li> </ol>
病院部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市立病院救護班の編成及び出動に関する事。</li> <li>2 市立病院救護班の移動及び輸送に関する事。</li> <li>3 後方医療体制の確保に関する事。</li> <li>4 医療用資材の確保に関する事。</li> <li>5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>



	医事班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び救護に関すること。</li> <li>2 救護所の設置及び管理運営に関すること。</li> <li>3 地域災害医療センター及び医療機関との連携に関すること。</li> </ol>
教育部	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 教育部が行う応急救助に必要な調査、報告及び資料の収集に関すること。</li> <li>3 教育関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 児童及び生徒の救護に関すること。</li> <li>5 学用品及び教科書の調達及び配分に関すること。</li> <li>6 学校施設の避難所開設に係る連絡調整に関すること。</li> <li>7 避難支援班の応援に関すること。</li> <li>8 学校給食及び炊出しの実施に関すること。</li> <li>9 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 社会教育団体との協力及び活動の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	文化財班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> </ol>
議会部	議会班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員に対する連絡及び応援に関すること。</li> <li>2 被災地の慰問に関すること。</li> <li>3 関係各部各班との連絡調整に関すること。</li> </ol>

別表第3中

「関西電力株式会社京都支社」を「関西電力送配電株式会社京都支社」に、

「公立南丹病院」を「京都中部総合医療センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

亀岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成18年亀岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第8条第1項第3号を削り、同条第2項の表に次のように加える。

市長が特に必要と認める期間	市長が特に必要と認める額
---------------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3企画管理部の部企画調整課の項中

「国土利用計画市計画の策定に関すること。」を

「国土利用計画市計画の策定に関すること。

特別定額給付金に関すること。 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
  - (1) 楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス
  - (2) SBペイメントサービス株式会社  
東京都港区東新橋1丁目9番2号  
汐留住友ビル25階
  - (3) 京都クレジットサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地
  - (4) 京銀カードサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地
  - (5) ベリトランス株式会社  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
  - (6) 株式会社トラストバンク  
東京都目黒区青葉台3丁目6番28号  
住友不動産青葉台タワー14階
  - (7) GMOペイメントゲートウェイ株式会社  
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
寄附金

- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所
  - (1) 楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス
  - (2) 株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号
  - (3) 株式会社トラストバンク  
東京都目黒区青葉台3丁目6番28号  
住友不動産青葉台タワー14階
- 2 委託した収納事務  
寄附金の収納事務
- 3 委託期間  
令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名 称	所在地
株式会社南丹社	亀岡市安町小屋場61番地3
株式会社大垣書店 亀岡店	亀岡市篠町野条上又11-1 アルプラザ亀岡3階
有限会社さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社やまざき商店	亀岡市北町19番地
株式会社松園荘	亀岡市蕪田野町芦ノ山流田1-4
株式会社すみや亀峰庵	亀岡市蕪田野町柿花宮ノ奥25
株式会社翠泉	亀岡市蕪田野町芦ノ山イノシリ6-3
保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島2番地
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨野天龍寺車道町
株式会社グロウティ	亀岡市余部町谷川尻10番地
「かめおか霧の芸術祭」実行委員会	亀岡市安町野々神8番地
一般社団法人亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人森の京都地域振興社	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人京都中央古民家再生協会	亀岡市安町釜ヶ前23番地6 アイディール・アザレア102

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

## 3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第50号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 指定緊急避難場所

施設の名称	施設の所在	対象とする異常な現象の種類（※1）								指定避難所との重複（※2）
		洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象	
亀岡中学校[体育館]	内丸町13	1	1		1		1	1		1
亀岡小学校[体育館]	内丸町15	1	1		1		1	1		1
城西小学校[体育館]	余部町前川原46	1	1		1		1	1		1
ギャラリーかめおか	余部町宝久保1-1	1	1		1		1	1		1
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8	1	1		1		1	1		1
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4	1	1		1		1	1		1
別院中学校[体育館]	東別院町南掛一ノ坪1	1			1		1	1		1
東別院小学校[体育館]	東別院町東掛岩脇9	1			1		1	1		1
東別院町公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1	1					1	1		1
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アン15	1	1				1	1		1
西別院小学校[体育館]	西別院町柚原佃24	1			1		1	1		1
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17	1			1		1	1		1
犬甘野児童館	西別院町犬甘野霜ノ下2, 3, 4	1					1	1		1
曾我部小学校[体育館]	曾我部町南条中荒水代1	1	1		1		1	1		1

曾我部町公民館	曾我部町南条北荒水代4-1	1	1				1	1		1
吉川小学校[体育館]	吉川町穴川平田17	1	1		1		1	1		1
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24	1	1		1		1	1		1
亀岡運動公園体育館	曾我部町穴太土渕33-1	1	1		1		1	1		1
南桑中学校[体育館]	葎田野町太田丸橋1	1	1		1		1	1		1
葎田野小学校[体育館]	葎田野町佐伯源ノ坊18	1	1		1		1	1		1
葎田野生涯学習センター	葎田野町佐伯西ノ辻9-1	1	1		1		1	1		1
人権福祉センター	葎田野町佐伯琴敷78-1	1	1		1		1	1		1
育親中学校[体育館]	本梅町中野和田山1-2	1	1		1		1	1		1
本梅小学校[体育館]	本梅町井手早田垣内23	1	1		1		1	1		1
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3	1	1				1	1		1
畑野小学校[体育館]	畑野町千ヶ畑西山5	1			1		1	1		1
畑野町公民館	畑野町千ヶ畑西山5-1	1					1	1		1
青野小学校[体育館]	宮前町宮川青野29	1	1		1		1	1		1
亀岡市交流会館	宮前町神前長野15	1			1		1	1		1
森の自然こども園東本梅	東本梅町東大谷生子田69	1	1		1		1	1		1
東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター]	東本梅町赤熊蟻間野35-1	1	1		1		1	1		1
大成中学校[体育館]	大井町土田1丁目5-7	1	1		1		1	1		1
大井小学校[体育館]	大井町並河1丁目3-1	1	1		1		1	1		1
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目11番20-201号	1	1		1		1	1		1
亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ヶ上7	1	1		1		1	1		1
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ヶ森21	1	1		1		1	1		1
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ヶ森19	1	1		1		1	1		1
亀岡川東学園[体育館]	馬路町溝ノ上14-4	1	1		1		1	1		1

馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1	1	1		1		1	1		1
馬路文化センター	馬路町小米田45-4	1	1				1	1		1
旭コミュニティセンター	旭町年角25	1	1				1	1		1
千歳町自治会館	千歳町千歳垣根2-3	1					1	1		1
さくら公園体育館	千歳町国分後田1	1	1		1		1	1		1
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1	1	1		1		1	1		1
保津小学校[体育館]	保津町構ノ内20	1			1		1	1		1
保津町公民館	保津町構ノ内53	1	1				1	1		1
保津文化センター	保津町式番11-1	1	1		1		1	1		1
東輝中学校[体育館]	篠町広田3丁目28-1	1	1		1		1	1		1
詳徳中学校[体育館]	篠町柏原中又7	1	1		1		1	1		1
安詳小学校[体育館]	篠町篠中北裏68	1	1		1		1	1		1
詳徳小学校[体育館]	篠町柏原田中3-1	1	1		1		1	1		1
篠公民館	篠町篠中北裏68	1	1				1	1		1
東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76	1	1		1		1	1		1
東つつじヶ丘ふれあいセンター	東つつじヶ丘都台3丁目6-7	1	1		1		1	1		1
西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13	1	1		1		1	1		1
つつじヶ丘小学校[体育館]	西つつじヶ丘霧島台1丁目1	1	1		1		1	1		1
亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1	1	1		1		1	1		1
南つつじヶ丘小学校[体育館]	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1	1	1		1		1	1		1

(※1) 「対象とする異常な現象の種類」欄に「1」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設です。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできません。

(※2) 「指定避難所との重複」欄に「1」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設です。

「揭示済」



## 亀岡市告示第51号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定避難所を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 指定避難所

施設の名称	施設の所在
亀岡中学校[体育館]	内丸町13
亀岡小学校[体育館]	内丸町15
城西小学校[体育館]	余部町前川原46
ガレリアかめおか	余部町宝久保1-1
亀岡市役所市民ホール	安町野々神8
亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4
別院中学校[体育館]	東別院町南掛一ノ坪1
東別院小学校[体育館]	東別院町東掛岩脇9
東別院町公民館	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1
東別院町ふれあいセンター	東別院町東掛一アーン15
西別院小学校[体育館]	西別院町柚原佃24
西別院生涯学習センター	西別院町柚原佃17
犬甘野児童館	西別院町犬甘野霜ノ下2, 3, 4
曾我部小学校[体育館]	曾我部町南条中荒水代1
曾我部町公民館	曾我部町南条北荒水代4-1
吉川小学校[体育館]	吉川町穴川平田17
亀岡運動公園プール管理棟	吉川町吉田上河原24
亀岡運動公園体育館	曾我部町穴太土淵33-1
南桑中学校[体育館]	葎田野町太田丸橋1
葎田野小学校[体育館]	葎田野町佐伯源ノ坊18
葎田野生涯学習センター	葎田野町佐伯西ノ辻9-1
人権福祉センター	葎田野町佐伯琴敷78-1
育親中学校[体育館]	本梅町中野和田山1-2
本梅小学校[体育館]	本梅町井手早田垣内23
ほんめ町ふれあいセンター	本梅町井手梅原3
畑野小学校[体育館]	畑野町千ヶ畑西山5

畑野町公民館	畑野町千ヶ畑西山5-1
青野小学校[体育館]	宮前町宮川青野29
亀岡市交流会館	宮前町神前長野15
森の自然こども園 東本梅	東本梅町東大谷生子田69
東本梅町ふれあいセンター[東本梅営農センター]	東本梅町赤熊蟻間野35-1
大成中学校[体育館]	大井町土田1丁目5-7
大井小学校[体育館]	大井町並河1丁目3-1
大井生涯学習センター	大井町土田2丁目11-20-201
亀岡市立幼稚園	大井町並河検見ヶ上7
千代川小学校[体育館]	千代川町北ノ庄国主ヶ森21
千代川町自治会館	千代川町北ノ庄国主ヶ森19
亀岡川東学園[体育館]	馬路町溝ノ上14-4
馬路生涯学習センター	馬路町流川2-1
馬路文化センター	馬路町小米田45-4
旭コミュニティセンター	旭町年角25
千歳町自治会館	千歳町千歳垣根2-3
さくら公園体育館	千歳町国分後田1
河原林生涯学習センター	河原林町河原尻上六反田9-1
保津小学校[体育館]	保津町構ノ内20
保津町公民館	保津町構ノ内53
保津文化センター	保津町式番11-1
東輝中学校[体育館]	篠町広田3丁目28-1
詳徳中学校[体育館]	篠町柏原中又7
安詳小学校[体育館]	篠町篠中北裏68
詳徳小学校[体育館]	篠町柏原田中3-1
篠公民館	篠町篠中北裏68
東部文化センター	篠町野条イカノ辻南76
東つつじヶ丘ふれあいセンター	東つつじヶ丘都台3丁目6-7
西つつじヶ丘ふれあいセンター	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13
つつじヶ丘小学校[体育館]	西つつじヶ丘霧島台1丁目1
南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1
南つつじヶ丘小学校[体育館]	南つつじヶ丘大葉台2丁目28-1

「揭示済」

## 亀岡市告示第52号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
亀岡市市税  
(市府民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定に基づき、市税等の収納事務を委託したので、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託の相手方

所在地 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

名称 地銀ネットワークサービス株式会社

代表取締役社長 長谷川 芳完

委託の相手方が提携するコンビニエンスストア等本部（（ ）内はチェーン名）

東京都中央区日本橋一丁目1番1号

国分グローサースチェーン株式会社（コミュニティ・ストア）

東京都港区港南1丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス（MMK設置店）

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート（セイコーマート、ハセガワストア、ハマナスクラブ、タイエー）

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（セブン-イレブン）

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート（ファミリーマート）

東京都千代田区紀尾井町1-3

PayPay株式会社（PayPay）

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ（ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家）

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

ミニストップ株式会社（ミニストップ）

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

山崎製パン株式会社（デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ）

東京都品川区西品川一丁目1番1号

LINE Pay株式会社（LINE Pay請求書支払）

東京都品川区大崎1丁目11番2号  
株式会社ローソン（ローソン、ローソンストア100）

2 委託内容

以下の公金のコンビニエンスストア収納事務及びスマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務

- (1) 市税（市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 保育所保育料及び公立保育所副食費
- (5) 介護保険料

3 委託理由 市民サービスの向上と収納事務の効率化等を図るため

4 委託期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

「揭示済」

亀岡市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 公益社団法人京都府獣医師会 会長理事 清水 弘司	狂犬病予防注射済票交付事務手数料

2 委託の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第56号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、令和2年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

## (1) ごみ

ア 燃やすごみ	18,631 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,727 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	410 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	220 t / 年
(イ) ビン類	441 t / 年
(ウ) ペットボトル	155 t / 年
(エ) スプレー缶	21 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	691 t / 年
(カ) 使用済小型家電	4 t / 年
(キ) 使用済乾電池	5 t / 年
(ク) 廃蛍光管	3 t / 年
(ケ) 生ごみ・食用油	5 t / 年
(コ) 新聞・雑誌・段ボール・古布	2,179 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	317体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	4,152kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,587kl / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ) (株)カンボ	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委託、 以下同じ)
	事業系	許可業者※下記のとおり		
埋立てごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社 許可業者	/	埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡(直 営、以下同じ)
	事業系	許可業者		
粗大 ごみ	可燃性	家庭系 事業系	破碎/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸沖 埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場
	不燃性	家庭系		
資源ごみ	カン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>®</sup> ア 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/民間処理 施設
	ビン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下 同じ)・民間処理施設
	ペットボトル	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	資源化/民間処理施設
		委託業者		
	スプレー缶	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>®</sup> ア 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/民間処理 施設
	プラスチック製 容器包装	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセ ンター、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会
	使用済小型家電	委託業者	/	資源化/民間処理施設
	使用済乾電池・ 使用済充電式電 池	(公財)亀岡市環境事業公社	/	資源化/民間処理施設
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/
	新聞・雑誌・段 ボール・古布	民間業者	/	/

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業(株)、(株)カンボ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水・焼却/京都中部クリーンセンター	残渣埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) こどもたちに美しいふるさと亀岡を残すための活動の支援

ア ごみ減量・資源化の市民活動を支援する体制の充実

- (ア) 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や地域コミュニティの支援
- (イ) 地域のコミュニティなどによる資源化・分別排出の取り組みの支援

イ 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- (ア) 環境配慮型イベントの推進
- (イ) 環境学習の場の提供
- (ウ) 小中学校における環境教育の強化
- (エ) 就学前教育の充実

ウ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- (ア) 誰もがわかるごみ分別情報の提供
- (イ) 環境ポスター・標語等の募集
- (ウ) 高齢者等のごみだし困難世帯の見守り支援

(2) 2R（リデュース/排出抑制、リユース/再使用）の強化

ア 生活系ごみの2Rに向けた取り組み

- (ア) 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- (イ) 環境家計簿の普及拡大
- (ウ) ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の普及に向けた環境の整備
- (エ) 不用品交換会の実施

イ 事業系ごみの2Rに向けた取り組み

- (ア) 市役所の事業系一般廃棄物管理票の導入
- (イ) 排出者責任を浸透させる啓発活動
- (ウ) 事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）の義務化（条例制定など）の検討
- (エ) 環境マネジメントシステムの導入支援
- (オ) 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
- (カ) 紙ごみ搬入禁止（条例制定など）の検討
- (キ) クリーンセンターにおける搬入指導の実施
- (ク) 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
- (ケ) 事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み



- (3) 取り組みやすい資源化システムの構築
  - ア 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
    - (ア) 公共施設における拠点回収の拡充
    - (イ) 事業者が提供する資源ごみ回収拠点の支援
    - (ウ) イベント回収の実施
  - イ 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築
    - (ア) 事業者による古紙の資源化の拡大
    - (イ) 剪定枝等の堆肥化の推進
  - ウ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
    - (ア) 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
    - (イ) 焼却灰のリサイクルの検討
    - (ウ) 生ごみ等のバイオマス利用の検討
    - (エ) 剪定枝や落葉等の堆肥化の推進
- (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みの整備
  - ア 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み
    - (ア) 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
    - (イ) 収集体制等の効率化
  - イ 受益者負担の適正化の取り組み
    - (ア) 事業系のごみ処理手数料の見直し
    - (イ) 家庭系のごみ処理手数料（亀岡市指定ごみ袋の料金含む。）の見直し
  - ウ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
    - (ア) 適正処理困難物に対する体制の整備
    - (イ) 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
  - エ 最終処分体制の充実に向けた取り組み
    - (ア) 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
  - オ 計画の着実な履行に向けた取り組み
    - (ア) ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
- (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化
  - ア 不法投棄対策の強化
    - (ア) 不法投棄に対する監視活動の強化
    - (イ) 捜査機関などの関係機関との連携強化
  - イ 災害廃棄物対策の点検・見直し
    - (ア) 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
    - (イ) 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

## 関連施設の概要

## ① 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m<sup>3</sup>（W24m×L6m×H1.45m）

プラスチック製容器包装：ストックヤード 222.39m<sup>2</sup>

ペットボトル：ストックヤード 38.91m<sup>2</sup>

使用済小型家電：ストックヤード 32.89m<sup>2</sup>

② 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9t／5h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系	12,366 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
		2,500 t	南丹市及び京丹波町全域	船井郡衛生管理組合より搬入	週1回	
	事業系	5,904 t	市内全域	戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系	1,373 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（埋立処分場）
粗大ごみ	可燃性	161 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡（破碎処理施設）
	不燃性	59 t		戸別	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
資源ごみ	カン類	220 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	ビン類	441 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	ペットボトル	155 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
				拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶	21 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	プラスチック製容器包装	691 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済小型家電	4 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済乾電池	5 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	廃蛍光管	3 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油	5 t	—	戸別	随時	民間処理施設
新聞・雑誌・段ボール・古布	2,179 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	連続燃焼式
	公称能力	120 t / 日 (60 t / 炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	12,366 t / 年
	許可業者	5,904 t / 年
	その他	707 t / 年
残渣の量及び処分方法		2,600 t / 年 (海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	35,959㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,343 t / 年
	許可業者	30 t / 年
	その他	370 t / 年
年間埋立容量		2,846㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,600 t / 年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	72,650人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,701人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,812人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	52人
浄化槽	市内全域	6,101人
その他（委託業者）	市内全域	2,917人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,152Kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,587Kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94k1/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,152k1/年
	許可業者	4,587k1/年
脱水汚泥・残渣の発生量及び処分方法		42 t（船井郡衛生管理組合）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m <sup>3</sup> /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t（三重県の民間業者に委託）

## ウ 最終処分計画

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	78 t/年

「揭示済」

## 亀岡市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブンイレブン亀岡余部店	亀岡市余部町天神又8-6	22-7665
ローソンガレリアかめおか前店	亀岡市余部町樋又82番1号	22-2505
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町樋又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
セブンイレブン亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1	22-2525
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
(有)マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
黒田食品店	亀岡市河原町34番地	22-0122
(有)マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036

会社名等	住 所	電話番号
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
ローソン亀岡駅前店	亀岡市古世町西内坪10番7	22-6051
㈱桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
ファミリーマート亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16	21-0154
㈱桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
㈱くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
マンマル産業㈱	亀岡市安町25番地	22-0572
㈱ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
ライス&リカー亀岡店	亀岡市東別院町鎌倉見立24-178	090-4300-4990
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
セブーンイレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都先端科学大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕨田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕨田野町奥条門田36番地	23-2076
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕨田野町佐伯大門30番地1	24-2596
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕨田野町自治会	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
ファミリーマート亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6031
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434

会社名等	住 所	電話番号
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
柿谷食料品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
(株)マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品(株)ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
(株)ユニス セブン-イレブン亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目29番5号	23-0704
(株)さとう フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
ディスカウントドラッグコスモス大井店	亀岡市大井町並河堂又24番地	21-1030
ドラッグユタカ亀岡並河店	亀岡市大井町並河前脇30番地	29-1365
(有)プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
ファミリーマート亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57	21-1057
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143

会社名等	住 所	電話番号
かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町駅目52番地	22-0278
セブン-イレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
(株)マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
(株)石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
(株)スギ薬局ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村26番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村39番地1	29-2625
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
ローソン亀岡つつじヶ丘店	亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷28-1	21-1870
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
(株)黒川西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号	22-0077
セブン-イレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

## 亀岡市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕



1 委託する歳入の種類及び受託者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地・住所	団体等名称	職名・氏名
亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）第2条第1項第25号に定める手数料	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 吉本 和彦
亀岡市手数料徴収条例第2条第1項第29号に定める手数料	東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 吉本 和彦

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年亀岡市告示第65号）第4条の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称及び所在地 特定非営利活動法人 障害・高齢者就労支援センター  
理事長 熊本 眞知子  
亀岡市大井町土田二丁目11番20号
- 2 事業所の名称及び所在地 相談支援事業所 LINK'S  
亀岡市大井町土田二丁目11番20号
- 3 指 定 年 月 日 令和2年4月1日

4 事業の種類 指定特定相談支援

5 事業の主たる対象者 障害者

6 事業所番号 2631600596

「揭示済」

---

亀岡市告示第60号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名称	所在地
株式会社 やまざき商店	亀岡市北町19番地
有限会社 さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社 南丹社	亀岡市安町小屋場61番地3
BOOKS はあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15
一般社団法人 亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金  
「亀岡の行事と行事食」

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第61号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名		起	点
			終	点
09027	猪倉線	変更前	亀岡市宮前町猪倉前田3番先	
			亀岡市宮前町猪倉高芝3番1先	
		変更後	亀岡市宮前町猪倉下ノ辻15番7先	
			亀岡市宮前町猪倉高芝3番1先	

「揭示済」

亀岡市告示第62号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年4月1日から令和2年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
09027	猪 倉 線	亀岡市宮前町猪倉下ノ辻15番7先	1,325.54m	4.55m
		亀岡市宮前町猪倉高芝3番1先		10.65m

「揭示済」

亀岡市告示第63号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和2年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年4月1日から令和2年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
09027	猪 倉 線	亀岡市宮前町猪倉下ノ辻15番7先	1,325.54m	4.55m
		亀岡市宮前町猪倉高芝3番1先		10.65m

「揭示済」

亀岡市告示第64号

亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域再生推進法人指定申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 地域再生推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書面

(8) 法第20条に規定する業務に関する計画書

(9) 前各号に掲げるもののほか、地域再生推進法人の業務に関し参考となる書類（指定の基準等）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第1項の規定により、当該申請者を地域再生推進法人として指定するものとする。

- (1) 法第19条第1項に規定する法人又は会社であること。
- (2) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (3) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (4) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないこと。

2 市長は、申請者を地域再生推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第19条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 地域再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 地域再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 地域再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算

書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第2条関係）

地域再生推進法人指定申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

法人の住所  
 法人の名称  
 代表者氏名  
 事務所の所在地

⑩

地域再生法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けたいので、亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条の規定に基づき、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 指定前の地域再生に資する活動の実績を示す書類
- 8 指定後の予定業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

第2号様式（第3条関係）

地域再生推進法人指定書

法人の住所 法人の名称 代表者氏名	様  亀岡市長  国	第 年 月 日
<p>年 月 日付け地域再生推進法人指定の申請については、亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認められることから、地域再生法第19条第1項及び同要綱第3条第2項の規定に基づき、地域再生推進法人として指定します。</p>		
1 指 定 番 号 第 号		
2 法 人 の 名 称		
3 法 人 の 住 所		
4 事 務 所 の 所 在 地		
5 業 務		

第3号様式（第4条関係）

名称等変更届出書

(宛先) 亀岡市長	年 月 日
法人の住所 法人の名称 代表者氏名	法人の住所 法人の名称 代表者氏名
<p>亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定により届け出ます。</p>	
指 定 年 月 日 及 び 指 定 番 号	年 月 日 第 号
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 す る 事 項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 <input type="checkbox"/> その他
変 更 の 内 容	変更前
	変更後
変 更 の 理 由	

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

第4号様式（第4条関係）

業務変更届出書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

法人の住所  
法人の名称  
代表者氏名

㊟

亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

指定年月日及び 指 定 番 号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

「揭示済」



亀岡市告示第65号

亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱(昭和51年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第6号中「行う診断」を「診断を行う事業」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 耐震改修事業 昭和56年5月31日以前に工事に着工し、建築された生涯学習施設に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号の指針に基づき改修を行う事業をいう。

第3条第3号中「耐震診断事業」の次に「及び耐震改修事業」を加える。

第4条第3号中「100分の10」を「100分の15」に、「400,000円」を「500,000円」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 自治会が行う生涯学習施設の耐震改修事業

耐震診断士により判定された診断結果の構造評点を1.0に引き上げるために必要な改修に要する費用の100分の50以内とし、3,000,000円を限度とする。

(6) 区等が行う生涯学習施設の耐震改修事業

耐震診断士により判定された診断結果の構造評点を1.0に引き上げるために必要な改修に要する費用の100分の50以内とし、1,500,000円を限度とする。

別記第1号様式中

「  
 建築  
 購入  
 改修  
 耐震  
 診断  
 」  
 を  
 「  
 建築  
 購入  
 改修  
 耐震  
 診断  
 耐震  
 改修  
 」  
 に、  
 「  
 1 事業内訳表  
 2 見積書  
 3 図面  
 4 現況写真  
 5 建築時期が確認できる書類  
 」  
 を  
 「  
 1 見積書(内訳が明記されているもの)  
 2 図面  
 3 現況写真  
 4 建築時期が確認できる書類  
 」  
 に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第66号

亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助金交付要綱（平成27年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「更新等」を「整備」に改める。

第2条第2号中「備品等」の次に「又は自主防災会が新たに設置し管理する備品等」を加える。

第3条中「修繕」の次に「並びに設置」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第67号

亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査実施要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）に対し、障害者総合支援法第10条第1項及び第51条の27第2項並びに児童福祉法第24条の34第1項及び第57条の3の2第1項の規定に基づき行う指導監査について必要な事項を定めることにより、特定相談支援及び障害児相談支援（以下「相談支援」という。）の質の確保及び計画相談支援給付及び障害児相談支援給付（以下「相談支援給付」という。）の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 事業者に対する指導は、次に掲げる基準等に定める相談支援の取扱い及び相談支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (2) 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (3) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

(6) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）  
 (指導形態)

第3条 指導の形態は、実地指導とし、事業者の事業所において行うものとする。  
 (指導対象の選定)

第4条 指導の対象は、次に掲げる事業者から選定するものとする。

- (1) 前年度及び前々年度において指導の対象となっていない事業者
- (2) 前年度において監査の対象となった事業者
- (3) その他指導が必要と認められる事業者  
 (指導方法等)

第5条 市長は、指導対象となる事業者を選定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該事業者に通知する。ただし、あらかじめ通知しては事業者による日常の相談支援の状況を確認できないと認められる場合は、指導に先立って次に掲げる事項を指導開始時に文書により通知するものとする。

- (1) 指導の根拠規定及び目的
- (2) 指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

2 指導の実施に当たっては、必要に応じて事業者に対し事前資料の提出を求めることができる。

3 指導は、関係法令に基づき、関係書類の閲覧及び関係者からの面談により行う。

4 指導は、2名以上の亀岡市職員で構成する班が行うものとする。  
 (指導結果の通知等)

第6条 市長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項がある場合又は相談支援給付に係る費用の請求について過誤等があり、調整を要すると認められた場合は、事業者に対

し、その旨を通知する。

2 前項の規定により通知を行ったときは、事業者に対して文書により改善状況の報告を求めるものとする。なお、報告された内容に疑義がある場合又は改善状況が不十分である場合には、必要に応じて再び指導を行う。

(指摘に伴う自主返還措置)

第7条 指導において、相談支援の内容又は相談支援給付に係る費用の請求に関し不当な事実を確認したときは、事業者に対して自主点検の指示を行い、その結果の報告を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による自主点検の結果、返還すべき相談支援給付が確認されたときは、事業者に対し、自主返還の指示を行う。

(監査への変更)

第8条 市長は、指導中に著しい運営基準違反が確認され、相談支援の利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合又は相談支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は、指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。この場合において、監査の根拠規定について、事業者に口頭で説明しなければならない。

(監査の方針)

第9条 監査については、障害者総合支援法第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36の各号に掲げる場合に該当すると認められるとき若しくはその疑いがあると認められるとき又は相談支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われるとき（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、通報、苦情、相談等に基づ

く情報がある場合には、これを踏まえ、次に掲げる事業者について指定基準違反等を確認するため、必要があると認められる場合に行う。

- (1) 相談支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
  - (2) 指導において指定基準違反等のあった事業者
  - (3) 不当な理由がなく、指導を拒否した事業者
- (監査方法等)

第11条 監査対象となる事業者を選定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該事業者へ通知する。ただし、第8条の規定により指導から監査へ変更した場合及び緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 監査の根拠規定及び目的
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

2 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者に対して報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じて出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者の事業所に立ち入らせることができる。

3 監査は、2名以上の亀岡市職員で構成する班が行うものとする。

(監査結果の通知等)

第12条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる事項がある場合は、事業者に対し、その旨を通知する。

2 前項の規定により通知を行ったときは、事業者に対し、文書により改善状況の報告を求めるものとする。なお、報告された内容に疑義がある場合又は改善状況が不十分な場合は、必要に応じて指導を行う。

(行政上の措置)

第13条 市長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合は、障害者総合支援法第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36の規定に基づき次条から第16条までに規定する行政上の措置を行うことができる。

(勧告)

第14条 市長は、事業者へ障害者総合支援法第51条の28第2項又は児童福祉法第24条の35第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合は、当該事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告に事業者が従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 第1項の規定により勧告を受けた事業者は、期限内に文書により改善内容等について報告を行うものとする。

(命令)

第15条 市長は、前条第1項の勧告を受けた事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2 市長は、前項の命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定により命令を受けた事業者は、期限内に文書により改善内容等について報告を行うものとする。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定基準違反等の内容等が障害者総合支援法第51条の29第2項各号又は児童福祉法第24条の36各号のいずれかに該当する場合は、事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指

定の取消し等」という。)ができる。

2 市長は、前項の指定の取消し等を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞等)

第17条 市長は、監査の結果、事業者が命令又は指定の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められるときは、監査後、取消処分等の対象者に対して、亀岡市行政手続条例(平成8年亀岡市条例第25号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(経済上の措置)

第18条 市長は、勧告、命令又は取消処分等を行った場合は、相談支援給付の全部又は一部について障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収を行うものとする。この場合において、返還処分に至らないと認められた場合は、第7条の規定に準じて、指摘に伴う自主返還措置を講ずる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、取消処分等を行った場合は、原則として障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項の規定により、事業者に対してその支払った額を返還させるほか、返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第68号

亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱(平成31年亀岡市告示第22号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表1の項中「月2日以内」を「月4日以内」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第69号

亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱(平成6年亀岡市告示第25号)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「対象となる者」の次に「(以下「対象者」という。)」を加え、同項第1号中「身体障害者福祉法」を「亀岡市内に居住する身体障害者福祉法」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105

号) 第84条及び第92条に規定する第1種普通自動車免許に係る運転免許証(道路交通法第91条に規定された免許の条件が付されているものに限る。)の交付を受けた者

第2条第1項に次の1号を加える。

- (3) 就労等に伴い自ら所有(割賦の方法等により自動車を購入し、当該車両に係る自動車検査証等に使用者として対象者の氏名が記載されている場合については、当該自動車を対象者が所有するものとみなす。)し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部について、前号の免許の条件に基づき改造をする必要のある者(この要綱に基づき過去に自動車を改造し当該助成金を受けた者については、市長が特別な事情があると認める場合を除き、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に定める耐用年数を基に、直近の当該助成金に係る確定交付日を起算日とし、その日から耐用年数相当期間を経過した者に限る。)

第3条中「要する経費」の次に「(対象者が複数の自動車を所有する場合については、そのうちの1台のみの改造に係るもの)」を、「両上肢機能障害1級の」の次に「者の」を加える。

第4条中「受けようとする者は、」を「受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自動車を改造する前に」に、「別記様式」を「別記第1号様式」に改める。

第5条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の適否を決定し、亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとす

る。

(申請内容の変更等)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)が、当該助成に係る内容を変更しようとするときは、亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付内容変更申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により内容変更申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、変更の可否について決定をし、亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付内容変更決定(却下)通知書(別記第4号様式)により助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成対象者は、自動車の改造が完了したときは、速やかに亀岡市身体障害者自動車改造助成金実績報告書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、当該実績報告に係る改造が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、亀岡市身体障害者自動車改造助成金確定通知書(別記第6号様式)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成対象者は、前条の通知を受けたときは、亀岡市身体障害者自動車改造助成金請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、当該請求に係る助成金を助成対象者に交付するものとする。

(助成金の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段によ

り助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けた者があるときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。  
別記様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者 住所  
氏名 ④  
電話（FAX）

亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付申請書

亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

対象者氏名		男・女	生年月日	年 月 日
住 所	〒621-			
身体障害者手帳番号	京都府 第 号	交付年月日	年 月 日	
障 害 名			障害等級	級
免 許 の 種 類				
運転免許証番号		免許の条件		
職業及び勤務先				
自動車の使用目的				
改造する自動車	1 新規購入		2 現在所有	
改造する装置				
改造施工業者	業者名	所在地		
改造に要する経費				円
助成金交付申請額				円
過去における改造の有無	有 無	有の場合の申請年月日	年 月 日	
車の運転に対する制限の有無	有 無	内容		

添付書類 1 自動車改造見積書 2 自動車検査証の写し（新規購入の場合は、所有者と分かるものの添付があれば、提出は改造後でも可） 3 運転免許証の写し 4 身体障害者手帳の写し 5 改造予定部分及び車体全体の写真 6 その他市長が必要と認める書類

別記第1号様式の次に次の6様式を加える。

第2号様式（第5条関係）

亀岡市指令障害第 号

亀岡市

様

亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市身体障害者自動車改造助成金の交付については、亀岡市補助金等交付規則及び亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

亀岡市長

記

- 1 助成金を交付します。  
交付決定額 金 円
- 2 以下の理由により助成金の交付は認められません。

理由

第3号様式（第6条関係）

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

申請者  
住所  
氏名  
電話 (FAX)

印

亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付内容変更申請書

年 月 日付け亀岡市指令障害第 号で交付決定通知を受けた亀岡市身体障害者自動車改造助成金について、改造に係る内容を下記のとおり変更しましたので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由	変更前後	
	変更前	変更後
2 変更の内容		
3 助成金交付申請額	円	円
4 助成金交付決定額	円	円

添付書類 1 変更後の自動車改造見積書  
2 変更内容の分かるもの



第4号様式（第6条関係）

亀岡市指令障害第 号

亀岡市

様

亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付内容変更決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付内

容変更については、下記のとおり決定（却下）します。

年 月 日

亀岡市長

記

1 変更する助成金の内容

(1) 変更内容

(2) 助成金交付決定額 金 円

(3) 変更理由

2 以下の理由により助成金の交付内容の変更は認められません。

理由

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所 氏名 電話 (FAX) ㊟

亀岡市身体障害者自動車改造助成金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令障害第 号で交付決定通知のありました上記改造を完了しましたので、亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 改造完了年月日 年 月 日

3 添付書類  
(1) 改造に要した費用が記載されている領収書の写し  
(2) 改造部分の完成写真（改造部分及び車体全体が分かるもの）  
(3) 本人名義の自動車検査証の写し（交付申請書に添付している場合を除く。）

第6号様式 (第8条関係)

第 年 月 日

亀岡市

様

亀岡市長

亀岡市身体障害者自動車改造助成金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令障福第 号で交付決定しました上記助成金について、年 月 日付けで提出されました実績報告書により領収書等を審査した結果、適正と認め下記のとおり助成金額を確定しましたので通知します。

記

助成金確定額 金 円

交付決定額 金 円

第7号様式 (第9条関係)

年 月 日

亀岡市長 様

請求者 住所  
氏名  
電話 (FAX) ①

亀岡市身体障害者自動車改造助成金請求書

下記のとおり亀岡市身体障害者自動車改造助成金を請求します。

記

請求金額 金 円

改造の装置及び内容		
改造完了年月日	年 月 日	
改造施工業者		
改造に要した経費	金 円	
	金融機関名	支店名
助成金の振込先	種別	口座番号
	普通	口座名義 (カナ)

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第70号

亀岡市障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第160号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「又は障害児（以下「障害者等」という。）」を「及び障害児（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下「障害児（者）」という。）」に、「障害者等の」を「その」に改める。

第3条第1項中「（別記第1号様式）を」を「（別記第1号様式）に用具の見積書その他市長が必要と認める書類を添えて」に改め、「（別記第2号様式）により」を「（別記第2号様式）に住宅の改修工事の見積書その他市長が必要と認める書類を添えて」に改める。

第4条第3項中「の給付申請者」を削る。

第6条を次のように改める。

費用を市に請求するに当たり、用具を納入した業者は、申請者から提出を受けた日常生活用具給付券を、住宅改修を行った業者は、改修後の写真その他市長が必要と認める書類を、添付するものとする。

別表中「」を「」に改め、同表介護・訓練支援用具の部特殊マットの

項中「A以上」を「A判定」に改め、同部中「障害者」を「障害児（者）」に改め、同表自立生活支援用具の部入浴補助用具の項、便器の項及びT字杖、棒状の杖の項中「障害者」を「障害児（者）」に改め、同部頭部保護帽の項中

「」

を

「」

に改め、同部中

<table border="1"> <tr> <td>上肢障害2級以上、知的障害A2以上又は上肢機能に障害のある難病患者等</td> </tr> <tr> <td>身体障害2級以上、知的障害A以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</td> </tr> <tr> <td>身体障害2級以上、知的障害A以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）並びに火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯</td> </tr> <tr> <td>視覚障害2級以上、知的障害A以上（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</td> </tr> </table>	上肢障害2級以上、知的障害A2以上又は上肢機能に障害のある難病患者等	身体障害2級以上、知的障害A以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	身体障害2級以上、知的障害A以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）並びに火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害2級以上、知的障害A以上（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能障害2級以上、療育手帳A2判定以上又は上肢機能に障害のある難病患者等</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）並びに火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯</td> </tr> <tr> <td>視覚障害2級以上、療育手帳A判定（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</td> </tr> </table>	上肢機能障害2級以上、療育手帳A2判定以上又は上肢機能に障害のある難病患者等	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）並びに火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害2級以上、療育手帳A判定（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
上肢障害2級以上、知的障害A2以上又は上肢機能に障害のある難病患者等									
身体障害2級以上、知的障害A以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）									
身体障害2級以上、知的障害A以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）並びに火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯									
視覚障害2級以上、知的障害A以上（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）									
上肢機能障害2級以上、療育手帳A2判定以上又は上肢機能に障害のある難病患者等									
身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）									
身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）並びに火災の発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯									
視覚障害2級以上、療育手帳A判定（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）									

に改め、同表在宅療養等支援用具の部ネブライザー（吸入器）の項、電気式たん吸引器の項、盲人用体温計（音声式）の項及び盲人用体重計の項中「障害者」を「障害児（者）」に改め、同表情報・意思疎通支援用具の部携帯用会話補助装置の項中

音声言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの
--	---

を

音声言語機能障害又は肢体不自由児（者）であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児（者）が容易に使用し得るもの
---	--

に改め、同部点字タイプライターの項、視覚障害者用ポータブルレコーダーの項、視覚障害者用活字文書読み上げ装置の項、視覚障害者用拡大読書器の項及び聴覚障害者用通信装置の項中「障害者」を「障害児（者）」に改め、同部聴覚障害者用情報受信装置の項中

聴覚障害者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの
-------	---

を

聴覚障害児（者）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児（者）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児（者）が容易に使用できるもの
----------	---

に改め、同部人工喉頭の項及び点字図書の項中「障害者」を「障害児（者）」に改め、同表排泄管理支援用具の部ストマ装置の項中

畜便袋 月額 8,858円 畜尿袋 月額 11,639円	ストマ造設者	施設利用者も可
紙オムツ 月額 12,000円	高度の排便、排尿機能障害のある全身性障害者等	施設利用者も可。身体障害者更生相談所の判定を受けること。6箇月単位で支給可能とする。

を

畜便袋 月額 8,858円 畜尿袋 月額 11,639円	ストマ造設児（者）	給付は原則として申請月からとし、申請年度内に限り有効とする。複数の造設箇所に係る給付の場合は、医師の意見書の提出を必要とする。上限額の範囲内で皮膚保護剤等ストマ用品の給付も可能とする。施設利用者も可。
紙オムツ等 月額 12,000円	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者、高度の排便、排尿機能障害のある全身性障害児（者）等	紙オムツ等とは、紙オムツ、サラシ、ガーゼ等の衛生用品及び洗腸装具をいう。ストマ装具が使用できない場合、代替品としてこれらのいずれかを給付することができる。ただし、初回申請時には医師の意見書の提出を必要とする。給付は原則として申請月からとし、申請年度内に限り有効とする。施設利用者も可。

に改め、同部収尿器の項及び住宅改修費の部居室生活動作補助用具の項中「障害者」を「障害児（者）」に改め、同表注に次のように加える。

4 介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令に基づき給付される用具が、本要綱に定めるものに相当する場合には、これを本事業における給付の対象外とする。ただし、小児慢性特定疾病の児童であって、本事業の対象となるものについては、本事業における給付を優先して行う。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「自宅」を「持家」に改める。

別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第6号様式中「対象者」を「受給者」に改める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

---

#### 亀岡市告示第71号

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱及び亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱及び亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する告示

（亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部改正）

第1条 亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第48号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「申請者

住所

氏名

Ⓜ

（対象者との続柄）」を

「(申請者)

氏名 ⑩

(対象者との続柄 )

住所

電話 ）」に、

「

サービスの内容	日中一時支援	
	生活サポート	
現在のサービス 利用状況	サービスの種類	利用量等
その他		

」

を

「

その他 (障害福祉サービス 利用状況等)	
----------------------------	--

」

に改める。

(亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第49号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「申請者

住所

氏名 ⑩

(対象者との続柄 )」を

「(申請者)

氏名 ⑩

(対象者との続柄 )

住所

電話 ）」に、

「

介護給付費等のサービス利用状況	サービスの種類	利用量等
	居宅介護	
	重度訪問介護	
	行動援護	
	その他	
その他		

」

を

「

その他 (障害福祉サービス 利用状況等)	
----------------------------	--

」

に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「掲示済」



## 亀岡市告示第72号

亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業実施要綱

第1条中「この要綱は、徘徊高齢者」を「この要綱は、認知症等により行方不明となるおそれがある高齢者」に、「徘徊高齢者家族介護者安心事業」を「認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業」に改める。

第2条中「認知症の在宅徘徊高齢者」を「認知症等により行方不明となるおそれがある在宅高齢者」に改める。

第4条第1項中「徘徊高齢者」を削る。

第5条、第6条、第8条及び第9条中「徘徊高齢者家族介護者安心事業」を「認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業利用申請書」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業利用申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業を利用」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業を利用」に改める。

別記第2号様式中「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業利用決定（却下）通知書」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業利用決定（却下）通知書」に、「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業利用の申請」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機

貸与事業利用の申請」に、「維持費」を「維持費・1月当たり」に、「別途費用負担」を「別途費用」に改める。

別記第3号様式中「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業委託通知書」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業委託通知書」に、「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業の業務」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業の業務」に改める。

別記第4号様式中「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業利用廃止届」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業利用廃止届」に、「あて先」を「宛先」に、「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業の利用」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業の利用」に、「施設入所等」を「施設等入所」に改める。

別記第5号様式中「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業廃止通知書」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業廃止通知書」に、「亀岡市徘徊高齢者家族介護者安心事業について」を「亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業について」に、「施設入所等」を「施設等入所」に改める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第73号

亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養護者からの虐待等により、緊急かつ一時的に保護を要する高齢者について、その生命又は身体の安全を最優先に確保するとともに、養護者の負担軽減を図るため、当該高齢者を老人福祉施設等において一時的に保護する亀岡市高齢者緊急一時保護事業（以下「事業」という。）を実施し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）において使用する用語の例による。

(事業の委託)

第3条 市長は、高齢者の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）を運営する法人（以下「実施法人」という。）に委託して事業を行うものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 養護者からの虐待により生命又は身体に

重大な危険が生じ、又は生じるおそれがあると認められる者

(2) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症にかかっている者

(2) 疾病等により医療機関に入院して医療を受ける必要がある者

(3) その他市長が保護を行うことが適切でないと認める者

(保護の内容)

第5条 市長は、対象者の保護が必要な場合に、実施施設において短期間宿泊させ、食事の提供を行う。

2 市長は、必要に応じて居宅と実施施設との間及び実施施設と医療機関との間の送迎を行う。

(保護の申請)

第6条 保護を受け、又は家族等に保護を受けさせようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市高齢者緊急一時保護事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特にやむを得ない事由があると認める場合は、申請書の提出を省略することができる。

(保護の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査して、保護の要否を決定し、その結果を亀岡市高齢者緊急一時保護事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により保護を決定したときは、実施法人に対して亀岡市高齢者緊急一時保護事業委託書（別記第3号様式）によ

り事業の受託を依頼し、実施法人は、事業を受託するときは市長に対して亀岡市高齢者緊急一時保護事業受託書（別記第4号様式）を提出するものとする。

（利用期間）

第8条 保護の期間は、5日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、期間を延長することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により保護の期間を延長するときは、亀岡市高齢者緊急一時保護委託期間延長通知書（別記第5号様式）により実施法人に通知するものとする。

（保護の終了）

第9条 市長は、保護を行った高齢者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、委託期間の途中であっても保護を終了するものとする。

- (1) 老人福祉施設等に入所したとき。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービスの利用等により、保護の必要がなくなったとき。
- (3) 市長が医療機関における入院加療を要すると認めたとき。
- (4) その他市長が保護の必要がないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により委託期間の途中に保護を終了したときは、亀岡市高齢者緊急一時保護委託終了通知書（別記第6号様式）により実施法人に通知するものとする。

（費用の支弁）

第10条 市長は、別表の費用を実施法人に支弁するものとする。

（費用の徴収）

第11条 市長は、保護している高齢者から前条の費用を徴収するものとする。ただし、当該高齢者が生活保護受給者その他これを負担することが困難であると認める者であるときは、これを免除することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表（第10条関係）

項目	金額	備考
居住費	1日につき 2,006円	
食費	1日につき 1,392円	
緊急対応に要する事務費	1日につき 2,000円	
その他	実費	

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所  
 氏名  
 (電話番号 )  
 (利用者との続柄 )

亀岡市高齢者緊急一時保護事業利用申請書

亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

一時保護利用者	住所	〒621- 電話番号 亀岡市			
	フリガナ		性 別	男・女	年 月 日生
	氏 名				( 歳 )
	医療を必要とする状況(※)				
一時保護申請理由					
緊急連絡先	住所	〒 電話番号			
	フリガナ			続	
	氏 名			柄	
備考					

(※) 既往歴、感染症、現在の処方等を記載してください。

第3号様式 (第7条関係)

号 日  
第 年 月

様

亀岡市長 印

亀岡市高齢者緊急一時保護事業委託書

下記の対象者について、亀岡市高齢者緊急一時保護事業の実施を依頼します。

一時保護 対象者	住所	〒621- 亀岡市			電話番号	
	フリガナ 氏名	性別	男・女	年 月 日	生 日	( 歳)
緊急連絡先	住所	〒			電話番号	
	フリガナ 氏名			続 柄		
一時保護 期	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)					
決定理由						
入所施設						
備考						

第2号様式 (第7条関係)

号 日  
第 年 月

様

亀岡市長 印

亀岡市高齢者緊急一時保護事業利用決定 (却下) 通知書

年 月 日付で申請のあった高齢者緊急一時保護については、次のとおり決定 (却下) しましたので、亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

下記のとおり利用決定します。

一時保護 利用者	住所	〒621- 亀岡市			電話番号	
	フリガナ 氏名	性別	男・女	年 月 日	生 日	( 歳)
一時保護 期	住所	〒			電話番号	
	フリガナ 氏名			続 柄		
決定理由	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)					
備考						

下記の原因により申請を却下します。

備考						
----	--	--	--	--	--	--

第5号様式(第8条関係)

号 日  
第 年 月

様

亀岡市長 印

亀岡市高齢者緊急一時保護委託期間延長通知書

下記の対象者について、高齢者緊急一時保護の期間を延長しますので、亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

一時保護 対象者	住所	〒621- 亀岡市		電話番号	
	フリガナ 氏名	性別	男・女	年 月 日	生 日 ( 歳)
緊急連絡先	住所	〒		電話番号	
	フリガナ 氏名			続 柄	
一時保護 期間延長 理由					
一時保 護期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)				
一時保 護期 間 延長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)				
備 考					

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

亀岡市長 様

受託者 印

亀岡市高齢者緊急一時保護事業受託書

年 月 日付け第 号で依頼のあった下記の対象者の亀岡市高齢者緊急一時保護事業について、受託します。

一時保 護 対 象 者	住所	〒621- 亀岡市		電話番号	
	フリガナ 氏名	性別	男・女	年 月 日	生 日 ( 歳)
一時保 護 受 託 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)				
入 所 施 設					
備 考					

第6号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長 閣

亀岡市高齢者緊急一時保護委託終了通知書

年 月 日付け第 号で依頼しました下記の対象者の高齢者緊急一時保護委託の終了について、亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

一時保護 対象者	住 所	〒621- 電話番号 亀岡市			
	フリガナ		性 別	男 ・ 女	年 月 日生 ( 歳)
緊急連絡先	住 所	〒 電話番号			
	フリガナ			続 柄	
氏 名					
入所施設					
一時保護 委託終了日	年 月 日				
備 考					

「揭示済」

亀岡市告示第74号

亀岡市家族介護者慰労金支給要綱（平成18年亀岡市告示第55号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「しており、申請日前1年以内に介護保険のサービス（1週間程度のショートステイの利用を除く。）の利用をしていないこと」を「していること」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高齢者が、申請日前1年以内に、次のいずれかに該当する場合を除き、介護保険サービスを利用していないこと。

ア 高齢者が福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用した場合

イ 高齢者の介護保険サービスの利用日数が申請日前1年以内に合計10日以内の場合

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第75号

亀岡市在宅高齢者介護激励金支給要綱（平成3年亀岡市告示第45号）の一部を次のように

改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

支給の対象となる介護者は、次の各号の全てに該当するものとする。

第2条第1項第2号中「、要介護3の認定を受けてから1年以上継続しており、基準日前1年以内に介護保険サービス（1週間程度のショートステイの利用を除く。）の利用をしていないこと」を「、要介護3（要介護2であつて、認定調査時の主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者を含む。）の認定を1年以上継続して受けていること」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「基準日に、」を削り、「基準日前1年以内」を「申請日前1年以内」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高齢者が、申請日前1年以内に、次のいずれかに該当する場合を除き、介護保険サービスを利用していないこと。

ア 高齢者が福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用した場合

イ 高齢者の介護保険サービスの利用日数が申請日前1年以内に合計10日以内の場合

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」



亀岡市告示第76号

亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱（平成7年亀岡市告示第70号）は、廃止する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第77号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

麻しん風しん混合	第1・2期	11,578円
	第3・4期	9,855円
麻しん	第1・2期	9,724円
	第3・4期	6,318円
風しん	第1・2期	7,986円
	第3・4期	6,329円

」

を

「

麻しん風しん混合	第1・2期	11,578円
麻しん	第1・2期	9,724円
風しん	第1・2期	7,986円

」

に、

「子宮頸がん予防」を「ヒトパピローマウイルス感染症」に、  
 「4,064円」を「4,061円」に改める。  
 「8,064円」を「8,061円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第78号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

内 容	回数	単 価	金 額
基本健診（問診、診察、体重測定、 血圧測定、尿検査、保健指導）	14	3,240円	45,360円
多胎基本健診	6	3,240円	19,440円
血液検査（貧血・血糖）	2	3,360円	6,720円
血液検査（血液型）	1	480円	480円
血液検査（貧血）	1	1,810円	1,810円
免疫検査	1	4,540円	4,540円
B群溶血性レンサ球菌検査	1	3,600円	3,600円
H I V抗体価検査	1	1,150円	1,150円
子宮頸がん検査（細胞診）	1	3,400円	3,400円
超音波検査	4	5,300円	21,200円
多胎追加超音波検査	3	5,300円	15,900円
H T L V - 1抗体検査	1	850円	850円
性器クラミジア検査	1	2,380円	2,380円
合 計			126,830円

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

亀岡市妊婦健診費用助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊤

電話番号 \_\_\_\_\_

受診者との続柄 \_\_\_\_\_

亀岡市妊婦健診費用助成要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

申請額（下表の①+②） 円

健診項目	受診日	受診費用 (円)	上限額 (円)	健診項目	受診日	受診費用 (円)	上限額 (円)
基本健診①	年 月 日		3,240	前期-血液①	年 月 日		3,360
基本健診②	年 月 日		3,240	前期-血液②	年 月 日		480
基本健診③	年 月 日		3,240	中期-血液③	年 月 日		3,360
基本健診④	年 月 日		3,240	後期-血液④	年 月 日		1,810
基本健診⑤	年 月 日		3,240	前期-免疫	年 月 日		4,540
基本健診⑥	年 月 日		3,240	中期～後期B群	年 月 日		3,600
基本健診⑦	年 月 日		3,240	前期-HIV	年 月 日		1,150
基本健診⑧	年 月 日		3,240	前期がん 異常なし 要精密検査 他の疾患	年 月 日		3,400
基本健診⑨	年 月 日		3,240		年 月 日		3,400
基本健診⑩	年 月 日		3,240		年 月 日		3,400
基本健診⑪	年 月 日		3,240	前期-超音波①	年 月 日		5,300
基本健診⑫	年 月 日		3,240	前期-超音波②	年 月 日		5,300
基本健診⑬	年 月 日		3,240	中期-超音波③	年 月 日		5,300
基本健診⑭	年 月 日		3,240	後期-超音波④	年 月 日		5,300
多胎①	年 月 日		3,240	前期-HTLV-1	年 月 日		850
多胎②	年 月 日		3,240	クラミジア	年 月 日		2,380
多胎③	年 月 日		3,240	多胎 超音波①	年 月 日		5,300
多胎④	年 月 日		3,240	多胎 超音波②	年 月 日		5,300
多胎⑤	年 月 日		3,240	多胎 超音波③	年 月 日		5,300
多胎⑥	年 月 日		3,240				
受診費用又は上限額の低い方の金額の合計			①	受診費用又は上限額の低い方の金額の合計			②

\*申請者と受診者が異なる場合は記入してください。

受診者 〒

住所 亀岡市 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第79号

亀岡市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（令和元年亀岡市告示第142号）は、廃止する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第80号

亀岡市立保育所副食費の徴収に関する要綱（令和元年亀岡市告示第178号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市立保育所及び認定こども園副食費の徴収に関する要綱

第1条中「亀岡市立保育所」の次に「及び認定こども園」を加える。

第2条中「（平成24年法律第65号）」の次に「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「1号認定子ども」という。）及び」を加え、「第19条第1項第2号」を「同項第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」を「2号認定子ども」に改める。

第3条を次のように改める。

（副食費の額）

第3条 副食費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 1号認定子ども 月額3,200円

(2) 2号認定子ども 月額4,500円

第4条及び第5条第1項中「教育・保育給付認定子ども」を「1号認定子ども及び2号認定子ども」に改める。

第6条中「教育・保育給付認定子どもの保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の所得割合算額が169,000円未満である当該3人目以降の教育・保育給付認定子ども」を「次の各号に該当する当該3人目以降の1号認定子ども及び2号認定子ども」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 1号認定子どもの保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の所得割合算額が211,201円未満

(2) 2号認定子どもの保護者及び保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の所得割合算額が169,000円未満

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第81号

亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱（平成30年亀岡市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次の2号を加える。

(3) 保育体制強化事業

(4) 保育士就職奨励金事業

別表に次のように加える。

保育体制強化事業	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和元年10月31日付け厚生労働省発子1031第1号厚生労働事務次官通知別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）別表に定める保育体制強化事業の基準額	保育体制強化事業に必要な経費
保育士就職奨励金事業	(1) 就職支援金 1人当たり20万円 (2) 転居支援金 1人当たり20万円	保育士就職奨励金事業に必要な経費

別記第1号様式中「保育補助者雇上強化事業 円」を

「保育補助者雇上強化事業 円

保育体制強化事業 円

保育士就職奨励金事業 円」に改める。

別記第2号様式中

「

保育補助者雇上強化事業	円	円	円
-------------	---	---	---

」

を

「

保育補助者雇上強化事業	円	円	円
保育体制強化事業	円	円	円
保育士就職奨励金事業	円	円	円

」

に改める。

別記第3号様式中「保育補助者雇上強化事業 円」を

「保育補助者雇上強化事業 円

保育体制強化事業 円

保育士就職奨励金事業 円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第82号

亀岡市プレミアム付商品券事業実施要綱（令和元年亀岡市告示第155号）は、廃止する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第83号

亀岡市奨学金支給要綱（平成14年亀岡市告示第144号）は、廃止する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第84号

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱（令和元年亀岡市告示第127号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次の1号を加える。

(6) 功績を顕彰すべき本市にゆかりのある先人

第3条第1項を次のように改める。

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付選考会（以下「選考会」という。）を設置し、補助金の交付対象者及び交付対象事業について意見を聴取する。

第4条の見出し中「交付対象」の次に「者」を加え、同条中「交付対象」の次に「者（以下「対象者」という。）」を加え、「第2条で」を「第2条第1号から第5号までに」に、「個人（以下「対象者」という。）」を「個人及び同条第6号で定める先人を顕彰する団体で、選考会の意見を聴いて市長が適当と認めたもの」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 本市にゆかりのある先人の功績顕彰事業  
第7条中「毎年1月1日から12月31日までの」及び「、当該期間終了後速やかに」を削る。

第8条中「補助金の交付を受けようとする」及び「（以下「補助対象者」という。）」を削る。

第9条及び第10条中「補助対象者」を「対象者」に改める。

第11条中「当該補助」を削る。

第12条、第13条及び第15条中「補助対象者」を「対象者」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第85号

亀岡市移住支援金交付要綱（令和元年亀岡市告示第135号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京都区部（東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。）内に住所を有していた者であって、転入をした日前10年間に於いて東京都区部に住所を有していた期間の合計が5年以上であるもの

イ 転入をした日の前日において引き続き1年以上東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、転入をした日前10年間に於いて東京都区部に所在する事業所において業務に従事していた期間の合計が5年以上である者であって、転入をした日前3月間に於いて引き続き1年以上、当該事業所において業務に従事していたもの（当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入をした日までの間に京都府の区域外（東京都区部を除く。）に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。）

別記第1号様式中「※5年以上の在勤履歴を記載」を「※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載」に改める。

別記第2号様式備考に次の2号を加える。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受

ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の亀岡市移住支援金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に転入をした者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

「揭示済」

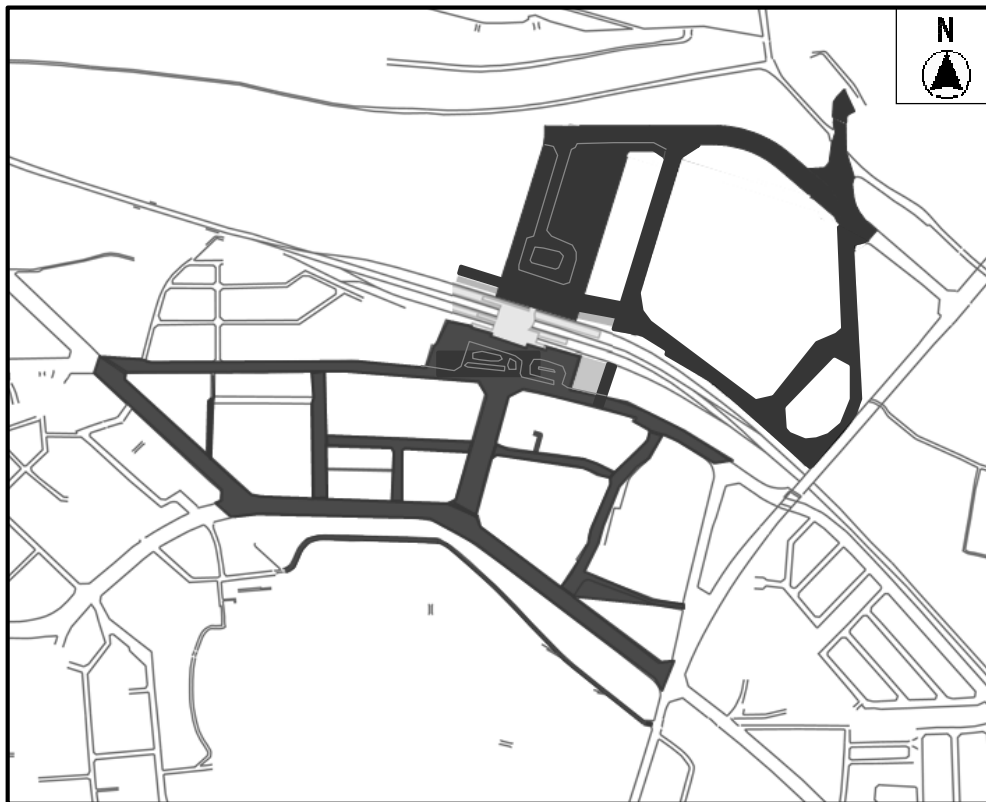
亀岡市告示第86号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第8条第4項の規定により、自転車放置禁止区域を次のとおり変更指定する。

令和2年4月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更指定する区域名 JR 亀岡駅周辺
- 2 変更後の禁止区域 別紙のとおり



■ JR亀岡駅周辺自転車放置禁止指定区域  
■ 自転車等駐車場

「揭示済」



亀岡市告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託先
  - 名称 一般社団法人亀岡市観光協会
  - 所在地 京都府亀岡市追分町谷筋25番地30
- 2 委託した徴収事務
  - 亀岡市立図書館中央館第2駐車場におけるバスの駐車料金
- 3 委託期間
  - 令和2年4月2日から
  - 令和3年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町春日部区」

- 1 変更があった事項及び内容
  - 代表者の住所及び氏名
  - 住所 省略
  - 氏名 藤田 悟
- 2 変更年月日
  - 令和2年4月1日
- 3 変更理由
  - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「東別院町鎌倉雁松区」

- 1 変更があった事項及び内容
  - 代表者の住所及び氏名
  - 住所 省略
  - 氏名 澤田 一也
- 2 変更年月日
  - 令和2年4月1日
- 3 変更理由
  - 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 桂 幸充
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「池尻区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 林 厚司
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 菱田 治男
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 村上 義和
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 山本 一学
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 高桑 伸一
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 令和2年4月1日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 木村 博一
- (2) 変更年月日  
令和2年4月1日
- (3) 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 綾野 吉高

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 伊豆田 利昭

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 八木 成信
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 西嶋 秀樹
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 宮川 正志
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 木村 元昭
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「菫田野町鹿谷区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 小瀬 晴行
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中澤 由典
- 2 変更年月日  
令和2年4月5日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「西堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 原田 健二
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町西条区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 圓山 幸彦
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 関 隆穂
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町重利区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 八木 隆司

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西田 新司

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町湯井区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 林 裕

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」



亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 兵藤 一夫

2 変更年月日

令和2年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 吉川 肇

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大石 正二

2 変更年月日

令和2年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 浅田 進
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 岸本 昌也
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 畑 忠幸
- 2 変更年月日  
令和2年4月12日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町犬飼区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中川 孝英
- 2 変更年月日  
令和2年4月16日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「塩屋町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 竹岡 敦
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 廣瀬 照雄
- 2 変更年月日  
令和2年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 澤山 剛
- 2 変更年月日  
令和2年4月19日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 今西 恵一
- 2 変更年月日  
令和2年4月12日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町小林区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 川邊 泰文
- 2 変更年月日  
令和2年4月19日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年5月1日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

令和2年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

記

付議事件

- 1 令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
- 2 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「揭示済」

亀岡市告示第124号

亀岡市特別定額給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特別定額給付金支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため実施する特別定額給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別定額給付金 前条の特別定額給付金として亀岡市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。）であり、特別定額給付金が支給される者をいう。

（特別定額給付金の支給）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、特別定額給付金を支給する。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給する特別定額給付金の額は、支給対象者1人につき100,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 特別定額給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項第1号に掲げるオンライン申請方式については令和2年5月1日、同項第2号に掲げる郵送申請方式については令和2年5月26日とする。

2 申請期限は、前項の規定により定められた郵送申請受付開始日から3箇月とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 特別定額給付金の給付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、その者の属する世帯の世帯主(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))とし、特別定額給付金申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出することにより申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

- (1) オンライン申請方式 マイナンバーカードを所持している申請者が、マイナポータル上の申請書を電子申請により市に提出し、市が、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 郵送申請方式 申請者が、申請書を郵送により市に提出し、市が、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口申請方式 申請者が、前2号に掲げる方式による申請が困難な場合において、申請書を市の窓口において提出し、市が、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (4) 窓口等現金受領方式 申請者が、金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合

のほか、前3号に掲げる方式による支給が困難な場合において、申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において提出し、市が当該窓口等で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、特別定額給付金の申請に当たり、公的身分証明書又はこれに準ずるもの又はその写しを提出又は提示することにより、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、申請者本人による申請が困難な場合であって、かつ、代理が当該支給対象者のためであると認められる場合の任意代理については、市長が別に定める。

- (1) 基準日時点における申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人)
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者又はこれに準ずるものであって、市長が特に認める者

2 代理人が、特別定額給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出するものとする。この場合において、市は、前条第3項に規定する書類の提出又は提示を求め、代理人が本人であることを確認する。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあつては市長が別に定める方法により、代理権の有無を確認するものとする。

4 市長は、代理人が本人であり、代理権を有していることが確認できなかった場合には、

申請を受け付けないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、申請者に対し、特別定額給付金を支給する。

2 配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害の加害者が、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者であるため、生計を別にしている入所者を含む。以下「DV等避難者」という。）及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者が、第1号から第3号までに掲げる要件のいずれかを満たしている旨を市に申し出た場合、当該DV等避難者は、申請者となることができる。

(1) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令）が出されていること。

(2) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

(3) 基準日の翌日以後に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

3 第1号から第6号までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成14年4月28日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）（以下「施設入所等児童等」という。）であって、基準日において当該施設入所等児童等が入所等している施設の所在地にその住民票を移していない者については、当該施設等が亀岡市内に所在している場合に限り、申請者となることができる。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、委託されている者に限る。）

(2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定によ

り同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入所又は入院している者に限る。）

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

る。）

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- 4 第1号又は第2号のいずれかに該当する者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、当該措置入所等障害者・高齢者が入所等している施設等の所在地にその住民票を移していない者については、当該施設等が亀岡市内に所在している場合に限り、申請者となることができる。
- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者



(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

5 居住が安定していない者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、申請者となることができる。

6 現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を市長が受け、相当と認めるときは、申請者となることができる。

(特別定額給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、特別定額給付金支給事業の実施に当たり、申請者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項に規定する申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が特別定額給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が申請者又はその代理人に連絡して確認等

に努めたにもかかわらず、補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、特別定額給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により特別定額給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った特別定額給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から実施する。

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市職員管理監督者昇任試験実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員管理監督者昇任試験実施規程の一部を改正する訓令

亀岡市職員管理監督者昇任試験実施規程（平成12年亀岡市訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「、養護師」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市職員の人事評価実施規程を次のように定める。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員の人事評価実施規程

（趣旨）

第1条 職員の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。  
（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 能力評価、業績評価及び総合評価を、人事評価シートを用いて行うことをいう。
- (2) 能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
- (3) 業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
- (4) 総合評価 能力評価及び業績評価の結果から総合的に評価することをいう。
- (5) 人事評価シート 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における職員の勤務成績を示すものとして、別に定める階層に応じて定める様式をいう。

（被評価者の範囲）

第3条 この規程による人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、一般職の職員とする。ただし、他の地方公共団体等への派遣、研修、留学その他の事情によりこの規程による人事評価の実施が困難である職員の評価については、市長が別に定める。

（1次評価者及び2次評価者）

第4条 人事評価の1次評価者及び2次評価者

は、市長が別に定めるものとする。

(人事評価研修の実施)

第5条 市長は、1次評価者、2次評価者及び被評価者に対して、人事評価に関する研修を適宜実施するものとする。

(人事評価の期間)

第6条 評価期間は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。

- (1) 能力評価 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 業績評価 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- (3) 総合評価 毎年4月1日から翌年3月31日まで

(人事評価における評語の付与等)

第7条 能力評価に当たっては評価項目ごとに、業績評価に当たっては第2条第3号に規定する目標ごとにそれぞれ評価の結果を表示する記号(以下「個別評語」という。)を付すほか、当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号(以下「全体評語」という。)を付すものとする。

2 総合評価に当たっては、能力評価及び業績評価の結果を総合的に表示する記号(以下「総合評語」という。)を付すものとする。

3 個別評語、全体評語及び総合評語は、5段階とする。

4 個別評語、全体評語及び総合評語を付す場合において、能力評価にあつては第2条第2号の発揮した能力の程度が、業績評価にあつては同条第3号の目標を達した程度が、総合評価にあつては能力評価で発揮した能力及び業績評価で目標を達した程度がそれぞれ通常のものとするときは、中位の段階を付すものとする。

5 能力評価及び業績評価に当たっては、個別評語及び全体評語を付した理由その他参考と

なるべき事項を記載するように努めるものとする。

(業務目標の設定)

第8条 1次評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を確定するものとする。

(本人評価)

第9条 1次評価者は、人事評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対し、あらかじめ、当該人事評価に係る評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者の自らの認識その他評価者による評価の参考となるべき事項について、本人評価を行わせるものとする。

(評価の実施、面談及び結果の開示)

第10条 1次評価者は、被評価者について、個別評語、全体評語及び総合評語を付すことにより評価を行うものとする。

2 2次評価者は、1次評価者による評価に不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、被評価者について、個別評語、全体評語及び総合評語を付すことにより評価を行うものとする。

3 1次評価者は、2次評価者が前項の評価を行った後に、被評価者の能力評価、業績評価及び総合評価の2次評価結果を、当該被評価者へ開示するものとする。

4 1次評価者は、前項の開示を行った後に、被評価者と面談を行い、能力評価、業績評価及び総合評価の結果並びにその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

5 1次評価者は、被評価者が遠隔の地に勤務していることにより前項の面談により難しい場合には、電話その他の通信手段による交信を行うことにより、同項の面談に代えることができる。

6 市長は、2次評価者が第2項の評価を行った後に、評価の最終決定を行う。ただし、市長は、2次評価者の評価結果について、その妥当性等の観点から必要があると認める場合は、当該評価を修正し、又は2次評価者に必要な措置を行わせることができる。

7 前項の規定により決定した評価結果については、市長が別に定める方法により、速やかに被評価者に開示するものとする。

(職員の異動又は併任への対応)

第11条 人事評価の実施に際し、職員が異動した場合又は職員が併任の場合については、評価の引継ぎその他適切な措置を講ずることにより対応するものとする。

(人事評価シートの保管)

第12条 人事評価シートは、評価が決定した日の翌日から起算して10年間、市長公室人事課において保管するものとする。

(人事評価結果の活用)

第13条 人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

2 評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第14条 市長は、評価結果等に関する被評価者の苦情に対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続を設けるものとする。

2 苦情相談は、職員の申出に基づき、2次評価者又は人事課長が対応する。

3 苦情処理は、書面による申告に基づき、市長公室長が行う。

4 開示された評価結果に関する苦情処理は、当該評価の評価期間につき、1回に限り受け付けるものとする。

5 苦情処理の申出は、評価の結果が開示された日又は第2項の苦情相談にかかる結果の教示を受けた日の翌日から起算して7日以内に

限り申し出ることができる。

6 市長は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

7 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

# 公 告

亀岡市公告第23号

亀岡市埋立てごみ中間処理事業について、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業名 亀岡市埋立てごみ中間処理事業
- 2 事業内容 別紙「亀岡市埋立てごみ中間処理事業募集要項」のとおり
- 3 実施スケジュール

項番	項目	日付
1	募集要項等の公表及び公募開始	令和2年4月1日(水)
2	質問受付締切	令和2年4月15日(水)
3	質問に対する回答	令和2年4月20日(月)
4	参加申込書提出期限	令和2年4月22日(水)
5	参加指名通知	令和2年4月30日(木)
6	企画提案書の提出期限	令和2年5月29日(金)
7	選定委員会(プレゼンテーション)	令和2年6月12日(金)
8	優先交渉権者の選定及び公表(結果通知)	令和2年6月19日(金)
9	基本協定の締結、見積書提出依頼	令和2年6月下旬
10	見積書の提出期限	令和2年7月上旬
11	契約締結	令和2年7月中旬
12	事業開始	令和2年8月1日(土)

- 4 その他  
詳細は、下記書類参照

亀岡市埋立てごみ中間処理事業募集要項

亀岡市埋立てごみ中間処理事業条件規定書

亀岡市埋立てごみ中間処理事業優先交渉権者選定基準

亀岡市埋立てごみ中間処理事業公募型プロポーザル方式関連様式集

「揭示済」

亀岡市公告第24号

令和2年度「亀岡市地域福祉計画」策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年4月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務番号  
2地福第1号
- (2) 業務名  
令和2年度「亀岡市地域福祉計画」策定支援業務
- (3) 業務内容  
別紙仕様書のとおり
- (4) 業務場所  
亀岡市役所等
- (5) 業務期間  
契約締結日から令和3年3月31日まで
- (6) 見積限度額  
3,520,000円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年

法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 業務一括再委託しない者

## 3 手続等

## (1) 実施要領

## ア 交付期間

令和2年4月8日(水)から  
令和2年4月22日(水)まで  
※窓口での交付は、土日、祝日を除き、  
午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

## イ 交付場所

「7 事務局」又は「亀岡市ホームページ」からダウンロード

## ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

## (2) 参加申込み

## ア 提出書類

プロポーザル参加申込書(様式1)  
事業所概要(様式2)  
業務実績書(様式3)  
亀岡市における入札参加資格認定通知書(受領書)の写し  
※「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類を提出すること。  
商業登記簿謄本「現在事項証明書、履歴事項全部証明書も可」  
本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)  
市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)  
誓約書(様式8)  
役員一覧表(様式9)  
支店・営業所の場合、本社の委任状(様式10)  
※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

## イ 部数

各1部

## ウ 提出方法

持参又は書留郵便  
【4月22日(水)必着】

## エ 提出場所

「7 事務局」の記載のとおり

## オ 提出期限

令和2年4月22日(水)  
午後5時まで  
※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

## カ 参加資格審査結果

令和2年4月24日(金)に結果通知を送付する。

## (3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

## ア 受付期間

令和2年4月8日(水)から令和2年4月14日(火)午後5時まで

## イ 受付方法

質問書(様式4)に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。また、送信確認の電話をすること。

## ウ 回答日・回答方法

令和2年4月16日(木)午後5時までに電子メールで回答する。また、亀岡市ホームページに掲載する。

## エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

## (4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

## ア 提出書類

<p>「(5) 企画提案書について」に記載のとおり</p> <p>イ 提出部数          正本1部、副本5部</p> <p>ウ 提出方法          持参又は書留郵送  <b>【5月20日(水)必着】</b></p> <p>エ 提出先          「7 事務局」に記載のとおり</p> <p>オ 受付期間          令和2年4月27日(月)から          令和2年5月20日(水)まで          ※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで          (正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(5) 企画提案書について          企画提案書は、次のとおりとする。</p> <p>ア 企画提案書表紙(様式5)</p> <p>イ 企画提案書(様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。)</p> <p>ウ 工程表(様式自由)</p> <p>エ 参考見積書及び内訳書(様式自由。なお、金額は税込みとし、見積限度額以下の金額とすること。)</p> <p>オ 予定担当者調書(様式6)</p> <p>4 審査          参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「亀岡市地域福祉計画」策定支援業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、別表「審査項目」に基づきプレゼンテーション審査を実施する。          なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。</p>	<p>(1) 日時          令和2年5月27日(水)          ※開始時刻については、電子メールにて別途通知する。</p> <p>(2) 場所          亀岡市役所 6階604会議室</p> <p>(3) 出席者          出席者は2名以内とする。</p> <p>(4) 所要時間          30分以内(準備3分、説明15分、質疑応答10分、片づけ2分)</p> <p>(5) 内容          説明は、企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。</p> <p>(6) 使用機器          プロジェクター等の機材の使用を認めるが、本市からの貸出しは行わない。          パワーポイント等を使用する場合、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。</p> <p>5 結果通知等</p> <p>(1) 優先契約交渉事業者の決定          選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を候補者として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、全体の評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。          なお、最高評価点を得た者が評価点合計の4割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募等行うものとする。</p> <p>(2) 結果通知          審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。          なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに本市において指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取</p>
---	--



り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式7）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - エ 提出書類等の内容が示された条件に適

合していない場合

- (13) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部地域福祉課地域福祉係

担当 田端・根木

電話番号：0771-25-5029

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：

fukusi-suisin@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第25号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

令和2年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国又は地方公共団体の機関名	請求事由、閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
亀岡市 総務課	2019年全国家計構造調査の調査予定世帯を抽出するための調査単位区世帯一覧（調査地域に居住している世帯の名簿）を作成するため	令和元年8月28日、令和元年8月29日、令和元年9月3日、令和元年10月11日、令和元年10月16日	古世町2丁目・3丁目、曾我部町犬飼・夫婦ヶ池（犬飼池ノ北）・穴太・口山、千代川町今津1丁目・千原、篠町森・浄法寺、三宅町1丁目
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生、防衛大学の学生、防衛医科大学校の学生に関する募集事務として、募集案内の郵送を行うため	令和元年12月3日から令和元年12月4日まで	亀岡市全域 平成10年4月2日出生から平成11年4月1日出生まで及び平成14年4月2日出生から平成15年4月1日出生までの日本人男女

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧者の名称及び代表者名 《委託者の氏名、名称及び代表者名又は機関名》	申出事由、閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵》	「6月全国個人視聴率調査」のための対象者抽出	令和元年5月15日	荒塚町1丁目・2丁目、下矢田町2丁目 7歳以上の男女12件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 《金融広報中央委員会 会長 吉國 眞一》	「家計の金融行動に関する世論調査」のための対象者抽出	令和元年5月15日	中矢田町、下矢田町4丁目 20歳以上の男女22件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 原 宏彰》	「国民生活に関する世論調査」のための対象者抽出	令和元年5月30日	西つつじヶ丘雲仙台1丁目・2丁目、西つつじヶ丘五月台1丁目・2丁目 18歳以上の日本人男女30件
株式会社 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	「第73回読書世論調査」のための対象者抽出	令和元年6月6日	大井町並河2丁目 男女12件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本情報通信 株式会社 代表取締役 上田 三佳 《京都府政策企画部計画推進課長 石澤 雄一》	「平成31年度京都府民の意識調査」のための対象者抽出	令和元年6月12日	大井町並河1丁目、上矢田町、京町、篠町馬堀駅前1丁目・2丁目、千代川町今津1丁目、西つつじヶ丘美山台1丁目、南つつじヶ丘桜台2丁目 20歳以上の男女344件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《株式会社 時事通信社 代表取締役社長 大室 真生》	「住民意識調査」のための対象者抽出	令和元年7月2日	篠町広田2丁目 20歳以上の日本人男女23件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 原 宏彰》	「がん対策・たばこ対策に関する世論調査（附帯調査：新型インフルエンザ対策）」のための対象者抽出	令和元年7月2日	安町 18歳以上の日本人男女16件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 田中 愛智朗》	「基本的法制度に関する世論調査（附帯調査：外国人の受入れに伴う環境整備）」のための対象者抽出	令和元年10月9日	三宅町1丁目・2丁目 18歳以上の日本人男女16件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《国土交通省土地・建設産業局 企画課 企画課長 安岡 義敏》	「令和元年度土地問題に関する国民の意識調査」のための対象者抽出	令和元年11月6日	余部町榎又・天神又 20歳以上の日本人男女16件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 田中 愛智朗》	「2020年東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査（附帯調査：認知症）」のための対象者抽出	令和元年11月6日	東つつじヶ丘曙台3丁目 18歳以上の日本人男女16件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付高齢社会対策担当参事官（高齢社会対策担当） 牧野 利香》	「高齢者の経済生活に関する調査」のための対象者抽出	令和元年12月4日	大井町土田1丁目・2丁目 60歳以上の日本人男女20件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《国立研究開発法人 国立がん研究センター 社会と健康研究センター 予防研究部 室長 島津 太一》	「健康情報についての全国調査」のための対象者抽出	令和2年1月29日	西つつじヶ丘大山台2丁目 20歳以上の日本人男女21件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 《公益財団法人 生活保険文化センター 代表理事 浅野 僚也》	「人生100年時代における生活設計に関する調査」のための対象者抽出	令和2年2月13日	篠町見晴5丁目 60歳以上の日本人男女35件

「揭示済」

亀岡市公告第26号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2年4月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称  
亀岡市高野林・小林土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成29年8月23日から  
令和4年3月31日まで
- 3 施行地区  
亀岡市千代川町高野林北ン田、東田、高ノ畑、腰前、小林北ン田、美都路及び植田の各一部
- 4 事務所の所在地  
亀岡市千代川町小林下戸38番地5
- 5 設立認可の年月日  
平成29年8月23日
- 6 変更認可の年月日  
令和2年4月15日

「揭示済」

亀岡市公告第27号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用す

る同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

令和2年4月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧期間  
午前8時30分から午後5時15分まで

「揭示済」

亀岡市公告第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年4月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市馬路町堂ノ西1の1の一部、1の9の一部、2の1、2の6、3の1、39、40、114から116まで、秋吉1の1の一部、1の3の一部、市有地  
(関連区域)  
亀岡市馬路町堂ノ西1の1の一部、1の5の一部、1の9の一部、市有地



(各 通) 上 田 照 勝  
曾 川 高 円

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します  
任期は令和3年7月20日までとします

(各 通) 井 上 行 夫  
岩 崎 靖 彦

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

(各 通) 廣 畑 弘  
森 戸 俊 典

亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員の委嘱  
を解きます

(各 通) 時 田 和 彦  
鎌 田 雄一郎

亀岡市予防接種健康被害調査委員会委員に委嘱  
します

任期は令和3年8月31日までとします

(各 通) 俵 知 可  
廣 瀬 圭 子

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します

任期は令和3年3月31日までとします

宇佐美 年樹子

北 崎 康 宏

小多田 篤 宏

溝 口 哲 弘

浅 田 美佐保

木 村 和 子

間 野 恒 夫

安 住 友 幸

(各 通) 柳 原 邦 弘

入 江 康 仁

奥 野 正 三

西 田 誠 一

中 村 雅 弘

渡 邊 勇 次

松 永 枝美子

川 人 岳 雄

平 井 和 夫

松 本 文 夫

中 川 雅 文  
蔭 山 正 樹

関 彰

伊豆田 敏 宏

竹 原 将 司

(各 通)

福 田 明 美

斎 藤 嘉 徳

阿 田 眞 浩

山 内 知 行

仲 川 吏

林 家 利 憲

沼 田 聡 祉

亀岡市スポーツ推進委員に委嘱します

任期は令和4年3月31日までとします

佐 藤 明 美

亀岡市立本梅こども園及び亀岡市立中部保育所  
嘱託医に委嘱します

吉 岡 隆 行

亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託医に委嘱  
します

藤 原 史 博

亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

松 井 史 裕

亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上 原 久 和

亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

東 原 博 司

亀岡市立別院保育所嘱託医に委嘱します

白 川 和 夫

亀岡市立保津保育所嘱託医に委嘱します

脇 新 五

亀岡市立本梅こども園嘱託歯科医に委嘱します

上 原 久 晴

亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託歯科医に  
委嘱します

坂 井 知 明

亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻野 茂  
亀岡市立中部保育所及び亀岡市立別院保育所嘱託歯科医に委嘱します

植村 正敏  
亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦田 眞幸  
亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

石川 清之  
亀岡市立保津保育所嘱託歯科医に委嘱します

藤原 史博  
亀岡市立幼稚園医に委嘱します

小野 恒太郎  
亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します

高本 亜由美  
亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

令和2年4月1日

(各 通) 片岡 芳幸  
廣瀬 秀樹  
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は令和2年9月4日までとします

令和2年4月16日

## 監査委員欄

### 規 程

亀岡市監査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年4月1日

亀岡市代表監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員規程第1号

亀岡市監査規程の一部を改正する規程

亀岡市監査規程（昭和39年亀岡市監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」を「、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」に改め、同項第4号から第13号までを次のように改める。

- (4) 住民の直接請求に基づく監査
- (5) 議会の請求に基づく監査
- (6) 市長の要求に基づく監査
- (7) 財政援助団体等に対する監査
- (8) 公金の収納又は支払事務に関する監査
- (9) 住民監査請求に基づく監査
- (10) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査
- (11) 例月現金出納検査
- (12) 決算審査
- (13) 基金の運用状況審査

第2条第1項に次の2号を加える。

(14) 健全化判断比率審査

(15) 資金不足比率審査

第2条第4項から第10項までを次のように改める。

4 住民の直接請求に基づく監査は、選挙権を有する者から、その総数の50分の1以上の者の連署をもって請求があったときに行う。

5 議会の請求に基づく監査は、市議会から請求があったときに行う。

6 市長の要求に基づく監査は、市長から要求があったときに行う。

7 財政援助団体等に対する監査は、監査委員が必要であると認めるとき、又は市長の要求があったときに行う。

8 公金の収納又は支払事務に関する監査は、監査委員が必要であると認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求があったときに行う。

9 住民監査請求に基づく監査は、市民から市長若しくは委員会若しくは委員又は職員について、違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当に怠る事実があると認めて、監査を求められたときに行う。

10 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査は、市長又は企業管理者から、職員が市に損害を与えたと認めて、監査を求められたときに行う。

第2条に次の2項を加える。

11 例月現金出納検査は、毎月例日を定めて行う。

12 決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査は、市長から審査を求められたときに行う。

第3条第1項中「前条第1項各号（第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号を除く。）に定める」を削り、同条第2項を削る。

第4条を次のように改める。

（監査基準）

第4条 監査等は、別に定める基準に基づいて実施するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」



## 公表

### 亀岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年4月28日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 福井英昭

#### 1 監査の種類

令和2年度随時監査

#### 2 監査の対象

令和元年度末現在における棚卸状況について

- (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (2) 市立病院の医薬品・診療材料

#### 3 監査の着眼点

実地棚卸の時期・方法は適切か、保管の方法・場所は適切か、不足・亡失き損・使用不能等の原因の究明及び処置は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているかなど、貯蔵品等について適切な在庫管理が行われているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査対象について、上下水道部は書類調査、状況聴取及び在庫保管場所の確認を行った。  
市立病院は書類調査及び状況聴取を行った。

#### 5 監査の実施場所及び日程

- (1) 上下水道部の貯蔵品について  
監査の実施場所：上下水道部庁舎

監査実施日：令和2年4月10日

- (2) 市立病院の医薬品・診療材料について  
監査の実施場所：監査委員室

監査実施日：令和2年4月10日

#### 6 監査の結果

特に指摘すべき事項は見当たらず、適正であると認められた。

「揭示済」

## 教育委員会欄

### 教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「結核性疾患の場合にあつては、180日。」を削る。

別表の2の表(2)の項中「又は交通遮断等不可抗力の原因により」を削り、「若しくは破壊された場合又は交通機関の事故による交通遮断等不可抗力的な理由のため本人の意思に反して勤務できない」を「又は破壊された」に改め、「その都度」の前に「7日以内で」を加え、同表(3)の項中「交通機関の事故等による不可抗力の」を「地震、水害、火災その他の災害又は交

通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる」に、「交通機関の故障」を「地震、水害、火災等の災害又は交通機関の故障」に、「勤務できない」を「出勤することが著しく困難であると認められる」に改め、同表(7)の項中「6日以内」を「5日以内」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

# 任免及び辞令

西垣逸郎  
 亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

小坂喜太郎  
 亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平田正弘  
 亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗山卓弥  
 亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

福島達夫  
 亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立蒔田野小学校学校医に委嘱します

調早苗  
 亀岡市立本梅小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立畑野小学校学校医に委嘱します

吉岡隆行  
 亀岡市立青野小学校学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森戸俊典  
 亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

松井史裕  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上原久和  
 亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植木孝宜  
 亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯野茂  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

飯野讓  
 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します

平岡聡  
 亀岡市立別院中学校学校医に委嘱します

吉岡克己  
 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します

調幸治  
 亀岡市立育親中学校学校医に委嘱します

十倉佳史  
 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文字直  
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します

加藤啓一郎  
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します

中川裕隆  
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します

嶋村浩一  
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します

並河治之  
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します

前川眞司  
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します

内藤春生  
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します

天野浩  
 亀岡市立蒔田野小学校学校歯科医に委嘱します

斎藤義裕  
 亀岡市立本梅小学校学校歯科医に委嘱します

藤田幸彦  
 亀岡市立畑野小学校学校歯科医に委嘱します

細木一成  
 亀岡市立青野小学校学校歯科医に委嘱します

遠坂豊  
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します

浦田 眞 幸  
亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します

石川 清 之  
亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します

河野 弘 之  
亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

中川 幹 也  
亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します

池田 利 夫  
亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します

前田 文 義  
亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

安井 明 平  
亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します

田中 恵 一  
亀岡市立別院中学校学校歯科医に委嘱します

永田 篤 司  
亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します

西田 幸 弘  
亀岡市立育親中学校学校歯科医に委嘱します

中川 博 友  
亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します

吉田 龍 兒  
亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します

岡本 眞 和  
亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します

植村 正 敏  
亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します

片山 徹  
亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します

西谷 琴 葉  
亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します

片山 徹  
亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します

安達 整 実  
亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します

岩田 雅 司  
亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します

望月 英 孝  
亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します

上田 耕 志  
亀岡市立稗田野小学校学校薬剤師に委嘱します

神田 孝 泰  
亀岡市立本梅小学校学校薬剤師に委嘱します

原 満 帆  
亀岡市立畑野小学校学校薬剤師に委嘱します

中川 喜よ美  
亀岡市立青野小学校学校薬剤師に委嘱します

水落 明 子  
亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します

國代 一 祥  
亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します

廣瀬 裕 之  
亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します

中西 暢 之  
亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

天野 智 仁  
亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します

新開 匠  
亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します

山口 徳 人  
亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

吉岡 佳 佑  
亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します

浅井 直 子  
亀岡市立別院中学校学校薬剤師に委嘱します

江頭 美 来  
亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します

森 麻由子  
亀岡市立育親中学校学校薬剤師に委嘱します

廣瀬 裕 之  
亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します

池田将吾  
亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します  
西田真紀  
亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します  
寺田希久子  
亀岡市立亀岡川東学園学校学校薬剤師に委嘱します  
令和2年4月1日

## 公平委員会欄

### 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

亀岡市公平委員会  
委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の  
一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年  
亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第2中

「

保育所	所長
-----	----

」

を

「

保育所	所長
認定こども園	園長

」

に、

「

文化資料館	館長
-------	----

」

を

「

文化資料館	館長・副館長（委員長が定めるものに限る。）
-------	-----------------------

」

に改め、同表備考中第13項を第14項とし、第3項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 この表中「認定こども園」とは、亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第53号）に規定する機関をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 農業委員会欄

### 公 告

亀岡市農業委員会公告第4号

令和2年4月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年4月3日

亀岡市農業委員会  
会長 酒井省五

記

1 日 時

令和2年4月8日（水）  
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 市民ホール

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 令和2年5月都市農地貸借事業計画（都市農地貸借法）

「揭示済」

## 上下水道部欄

### 規 程

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程（平成29年亀岡市上下水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

〒

（申請者） 住 所

氏 名

Ⓜ

（電話番号

）

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付申請書

亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程第6条の規定により、亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、私の市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の納付状況について調査されることに同意します。

記

設 置 場 所	亀岡市
建物の所有者の氏名	
雨水貯留施設のメーカー名、製品名及び容量	
購入予定価格	円
補助金交付申請額 ※	円

※購入価格の4分の3の額（1,000円未満切捨て）とし、30,000円を限度とする。

添付書類

- (1) 建物の所有者を確認できる書類
- (2) 建物の位置図
- (3) 建物の配置図に雨水貯留施設の設置予定箇所を示した図面
- (4) 雨水貯留施設の配置予定箇所の現況写真（設置前の写真）
- (5) 対象経費の額を確認できる書類（見積書、カタログ等）
- (6) 申請者が建物の所有者でない場合は、所有者の同意書
- (7) その他管理者が必要と認める書類

《市記入欄》	項 目		確認欄
	雨水計画区域		内・外
	納付状況	市 税	
		下水道事業受益者負担金及び下水道使用料	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」



# 告示

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和2年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和2年4月16日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
299	enjin service.	奥村 満	亀岡市大井町土田1丁目4-18

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和2年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
299	enjin service.	奥村 満	亀岡市大井町土田1丁目4-18

2 指定日

令和2年4月16日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和2年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和2年4月16日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
300	株式会社 ユーアークス	代表取締役 山本 優介	亀岡市篠町柏原久 保垣内1-3、2F

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社

提携コンビニエンスストア

MMK設置店 暮らしハウス

コミュニティ・ストア スリーエイト

生活彩家 セイコーマート

セブン-イレブン タイエー

デイリーヤマザキ

ニューヤマザキデイリーストア

ハセガワストア ハマナスクラブ

ファミリーマート ポプラ

ミニストップ

ヤマザキスペシャルパートナーショップ

ヤマザキデイリーストア ローソン

ローソンストア100

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

令和2年4月1日から

令和3年3月31日まで

「揭示済」

## 公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例  
(昭和56年亀岡市条例第21号)第5条の規定に基づき、令和2年度賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和2年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

賦課対象区域

菫田野町佐伯の一部

「揭示済」

## 市立病院欄

## 告 示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、  
亀岡市病院事業会計規程第28条の規定による  
指定代理納付者を次のとおり指定したので告示  
する。

令和2年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 指定代理納付者の名称等

(1) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地  
京都クレジットサービス株式会社  
代表取締役 多賀野博一

(2) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地  
京銀カードサービス株式会社  
代表取締役 田中晴男

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の  
範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料  
及び手数料

3 指定期間

令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで

「揭示済」